

第3次泉南市地域福祉計画 及び地域福祉活動計画

あいを育む泉南市



泉南市マスコットキャラクター

「せんなんくまじろう」
「泉南熊寺郎」 “せんくま”

平成29年3月

泉南市

社会福祉
法人

泉南市社会福祉協議会

はじめに

平成24年3月に、泉南市社会福祉協議会とともに、第二次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定し、5年の計画期間の満了に伴い、新たな泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定いたしました。

近年、社会環境は、決して長い周期ではなく、多様性、複雑性をもって変化しております。

少子高齢化の急速な進展、住民同士のつながりの希薄化等が大きく取り上げられる中、生活困窮や災害発生時の避難など生活面で困難に直面する人に対して、地域全体による支援が、一層、必要となってきました。

本計画は、第二次計画の基本理念「あいを育む泉南市」を継承するとともに、「地域社会でのつながりをつくるために」「住民主体の地域福祉活動を進めるために」「必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために」「安心して快適に暮らせる基盤をつくるために」を施策展開の基本目標に掲げ、地域福祉にかかわる取り組みの実施状況や社会経済情勢、市民ニーズなどの変化を踏まえつつ、地域福祉推進の基本的な方向性を明らかにするものです。

社会福祉協議会と連携のもと、子どもも大人も、ともに成長でき、みんなが健やかで、みんなが助けあうまちの創造に向け、この計画を着実に推進してまいりますので、これからも市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、市民懇談会やアンケート、またパブリックコメントを通じて、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

泉南市長 竹中 勇人



第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定によせて

急速に少子高齢化が進み、地域での連帯感がますます希薄になっている社会状況の中でだれもが孤立することなく、安心して暮らせる社会の仕組みづくりが、大変重要になっています。

特に支援が必要であるにもかかわらず、適切な福祉サービスを受けられずにいる人への対応や、地域での支えあいをさらに充実していくため、年齢や障害の有無に関係なく集い・交流できる地域の居場所づくりをどう構築していくかなど、これからの地域福祉に求められている大きな課題であります。

本会では平成19年3月に市と一体となって最初の「泉南市地域福祉活動計画」を、また平成23年3月には「第二次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定し、行政と連携を図りながら多くの事業を推進してまいりました。

第3次計画では、第二次計画策定以降、全国各地において地震や大雨など大規模災害が毎年のように発生していることに鑑み、災害時のボランティア活動への支援体制の強化や高齢者や障害者等（避難行動要支援者）の安全確保に向け、地域福祉諸団体との連携を密にし、避難体制づくりに努めてまいります。

また、この計画の策定のため、市民アンケートの実施や4回にわたり市民懇談会を開催しました。多くの皆様方のご参加を得てワークショップ方式により、様々なご意見や想いを寄せていただきました。

その結果を踏まえ「市民一人ひとりがお互いに基本的人権を尊重し、その存在を認めあい、命を尊び、だれもが差別されることのない共に生きる地域社会の実現」を基本理念とし、それを具現化するため4つの基本目標を掲げ、それぞれに取り組みを示したものが「第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」であります。

今後は、この計画を広く市民に周知し着実に推し進めていくことが、ご協力いただきました多くの皆様の声や想いに応えていくことに繋がると思っています。

結びに貴重なご意見をいただき、まとめていただきました策定委員の皆様、ご協力いただきました多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成29年3月

社会福祉法人 泉南市社会福祉協議会

会長 山下昭往



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	4
3. 策定体制と手法	7
第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題	8
1. 地域の概況	8
2. 地域福祉に関する市民意識	11
3. 地域福祉にかかわる取り組み状況	26
4. 今後の地域福祉推進にあたっての課題	31
第3章 計画の基本的な考え方	34
1. 基本理念	34
2. 施策展開の基本目標	35
3. 計画の体系	36
第4章 施策の展開	37
1. 地域社会でのつながりをつくるために	37
2. 住民主体の地域福祉活動を進めるために	41
3. 必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために	48
4. 安心して快適に暮らせる基盤をつくるために	59
第5章 計画の推進に向けて	63
1. 計画の推進体制	63
2. 計画の進行管理	65
参 考 資 料	67



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

① 地域福祉とは

私たちは、家族や親戚、近隣の人、友人・知人など、様々な人たちとかかわりながら地域の中で暮らしています。そして、様々な生活課題や困難にぶつかりながら生活しています。

日常の様々な課題の中でも、特に福祉分野においては多くの課題が見られます。

例えば、高齢になって見守りや介護が必要になる、子育て中に家族以外の保育が必要になる、病気のために動けなくなる、障害があるため在宅生活や社会参加における支援が必要になる、といった場合があります。

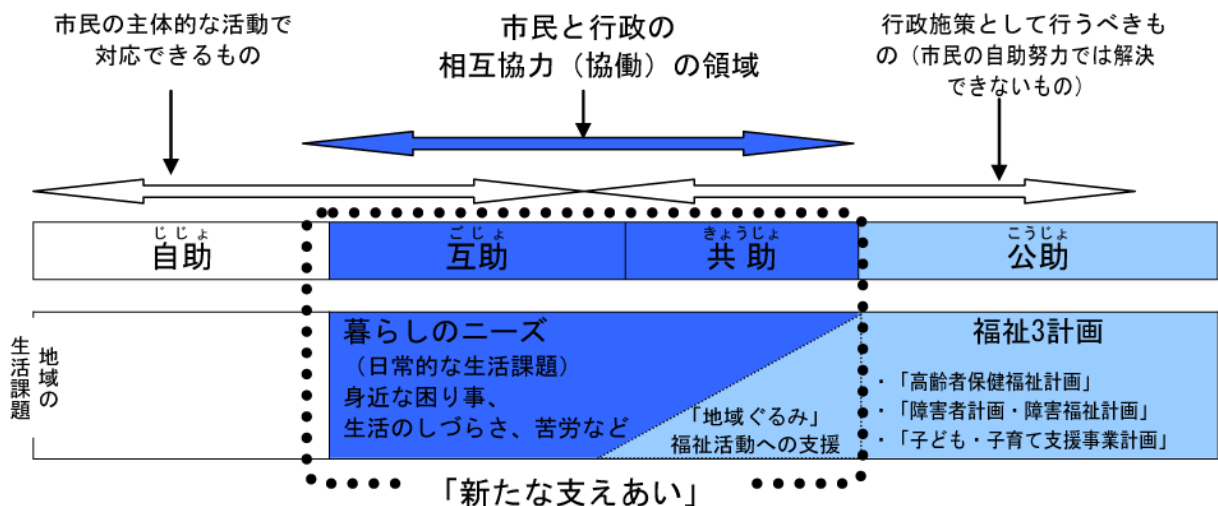
また、地域の中で孤立したりひきこもりがちである、家族等から虐待や暴力を受けている、生活や仕事など経済的な面で困っている、買い物や通院などの際の移動手段に不便を強いられている、日々のごみ出しや電球の取り換えなどに困るなど、何らかの理由で“生きづらさ”を感じ、従来の公的な制度やサービスだけでは対応できない生活課題を抱えている人も数多く住んでいます。

このように、私たちが暮らす地域には、様々な生活課題を抱えて何らかの支援を必要としている人がおり、私たちのだれもがその当事者になりうるといえます。

だれもが地域で安心して暮らしていただけるためには、

- 日頃身の回りで起こる問題を個人や家庭の努力で解決する（自助）
- 個人や家族内で解決できない問題を隣近所の力で解決したり（互助）、ボランティア、NPO活動等の組織的な支えあいの力で解決する（共助）
- 地域で解決できない問題を行政の力で解決する（公助）

といった重層的な取り組みが必要となってきます。



いわば、公的な福祉サービス等の狭間を埋めるものとして、市民相互の助けあい・支えあいの力があり、「住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるよう、市民が主役で進める取り組み」、「地域における助けあいの仕組み」が地域福祉といえます。

②地域福祉を取り巻く国・大阪府の動向

《国や社会の動向》

核家族化の進行、高齢者世帯や共働き世帯の増加などにより、これまで地域や家庭が持っていた支えあいや見守りの機能が低下しています。また、雇用環境の悪化等を背景として、生活保護受給者や、働いていても生活に十分な賃金を得ることができない人が増加しています。加えて、東日本大震災の発生により、災害時に支援を必要とする高齢者や障害のある人など「避難行動要支援者」といわれる人を地域で把握し、支援を行う必要性が再認識されるなど、様々な地域福祉にかかわる課題が認識されるようになりました。

こうした背景から、高齢者福祉では、いわゆる「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる平成37年(2025年)を見据えて介護保険法が改正され、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、市町村は地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを実施するよう定められました。

障害福祉では、障害者の権利に関する条約の批准にあたって様々な法整備が進められ、障害者差別解消法の施行に伴う対応など、引き続き制度改革が進められ



ています。

児童福祉においては、「子ども・子育て関連3法」に基づき、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みとして、子ども・子育て支援新制度が始まりました。

このほか、生活保護に至る前の段階から、早期に生活困窮者の支援を行うため、生活困窮者自立支援法が施行されました。また、災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられるとともに、避難行動要支援者の同意を得て、平常時から地域の団体に情報を提供することが定められるなど、地域において住民同士が支えあう仕組みづくりの推進が図られています。

《大阪府の動向》

大阪府においては、平成27年3月に「第3期大阪府地域福祉支援計画」を策定し、複雑・多様化する地域課題に対応するため、生活困窮者の自立支援等の新たな施策推進を盛り込むとともに、様々な福祉課題を抱え困難な状況に陥っている人に対する総合的な支援体制の構築により、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組むこととしています。

(2) 計画策定の目的

本市では、平成19年3月に「泉南市地域福祉計画」を策定し、同時期に泉南市社会福祉協議会が策定した「泉南市地域福祉活動計画」との連携のもとに、地域福祉にかかわる取り組みを進めてきました。

また、平成24年3月には、本市及び社会福祉協議会の取り組みを一体的に評価・検証した上で、「第二次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」（以下、「第二次計画」とします。）を策定し、施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

今回の計画策定は、第二次計画が最終年度を迎えるにあたり、地域福祉にかかわる取り組みの実施状況や社会経済情勢、市民ニーズなどの変化を踏まえつつ、平成29年度以降の本市における地域福祉推進の基本的方向性を明らかにしていくものとして、「第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定するものです。



2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、行政計画である地域福祉計画と、民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定するものです。

地域福祉計画は、社会福祉法（第107条）に基づき、本市の地域福祉を推進するための「基本的計画」として位置づけるもので、社会福祉法では以下の内容を盛り込むことが求められています。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

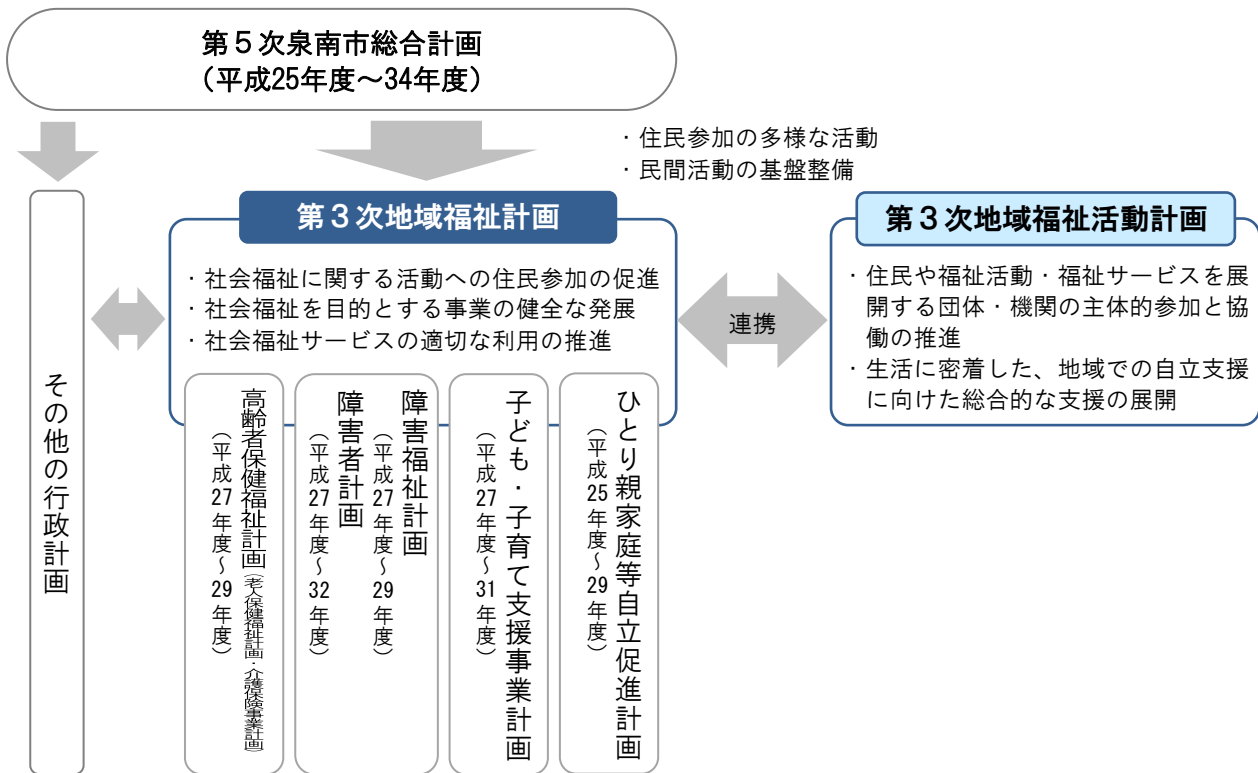
また、平成19年に国より通知された「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（要援護者の把握、情報の共有、支援）、平成22年の「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応）の内容を踏まえるとともに、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく制度についても地域福祉計画に盛り込むべき事項として位置づけることが求められています。

また、地域福祉計画は「第5次泉南市総合計画」を上位計画とし、「高齢者保健福祉計画（老人保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など、本市の関連計画・構想との整合・調整を図りながら策定しています。

地域福祉活動計画は、民間の立場から、地区福祉委員会活動など、地域福祉に関する具体的な取り組みについて定めます。



計画の位置づけ



(2) 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、国や大阪府などの動向を踏まえて、また、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。



(3) 計画の対象

この計画は、支援を必要とする高齢者や障害のある人、地域の中で子育てに悩む保護者、外国人など対象者別のみならず、すべての人が地域で自立して幸せな生活を送ることができるようにするための計画であり、泉南市に居住するすべての人々が対象となります。

一方、地域福祉の担い手としては、市行政や社会福祉協議会をはじめ、関係機関、市民、福祉サービス事業者、地域で働く人、地域団体、ボランティア、NPO、企業、商店、学校などがあり、「地域で生活し、活動しているすべての構成員や機関・団体」が対象となります。

(4) 計画で想定する「地域」

この計画で想定する「地域」については、第二次計画の策定時と同様に市民意識を把握した結果、本市の地域福祉を推進するための基本的計画として、全市的に展開されることが望ましい推進方策について主に取り扱うこととします。

また、各種サービスの提供や相談支援体制などについては、近隣自治体も含む広域圏を対象地域としています。



3. 策定体制と手法

計画の策定にあたり、市民各層の地域とのかかわりや福祉活動などへの参加状況、地域福祉推進についての意識などを把握することを目的に、20歳以上の市民、地区福祉委員、ボランティアを対象とするアンケート調査を実施するとともに、市・社会福祉協議会の協働で開催した市民懇談会（ワークショップ）の協議内容等を施策立案の参考としました。

策定体制については、計画で掲げる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係各課による全庁的な体制のもとで第二次計画の進捗状況の把握を行い、そのもとに策定作業を進めるとともに、市民や関係機関・団体の代表などで構成する「第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」において審議を行いました。

また、策定過程において計画案を公表し広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。



第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題

1. 地域の概況

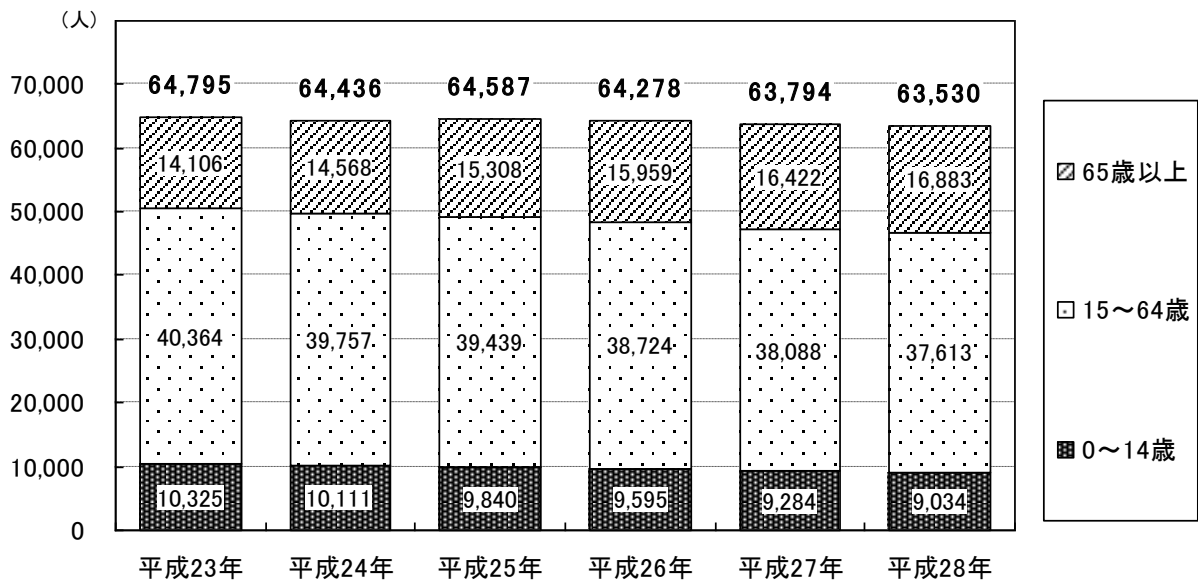
(1) 人口・世帯の状況

泉南市の人口は63,396人、世帯数は25,899世帯です（平成28年9月末現在、住民基本台帳）。人口については平成25年より減少傾向にあります。また、世帯数については世帯規模の縮小に伴い増加の一途をたどっています。

年齢別人口構成については、人口総数のうち0歳から14歳の年少人口の占める割合が14.2%であるのに対し、65歳以上の老年人口の割合（高齢化率）が26.6%と市民の4人に1人が高齢者となっています。また、出生数の減少、死亡数の増加が続いた結果、平成23年より自然減の状態となりました。

一方、転入・転出の社会移動の状況を見ると、平成12年以降はほぼ毎年、転出数が転入数を上回る社会減の状況が続いています。

人口総数と年齢別構成



※住民基本台帳人口（各年3月末現在、平成23年は住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計値）



(2) 支援の対象となりうる人の状況

① 支援の必要な高齢者

高齢化が進むとともに、高齢者と同居したり、高齢者のみで構成される世帯が増加し、全世帯の46.3%を占めています（平成27年国勢調査）。また、高齢者を含む世帯（10,550世帯）のうち、単身世帯が24.8%（2,620世帯）、夫婦のみ世帯が33.5%（3,536世帯）を占めています。

介護保険事業の要支援・要介護認定者のうち、第1号被保険者（65歳以上）については高齢者の増加に伴い認定者数も増加傾向にあり、被保険者のおよそ5人に1人が認定者という状況となっています（平成28年3月末現在）。

② 障害のある人

市内で暮らしている障害のある人は、各障害者手帳の所持者でみると、身体障害者手帳の所持者が約2,900人、療育手帳の所持者が約700人、精神障害者保健福祉手帳の所持者が約500人で、それぞれ増加する傾向にあります。

また、障害の重度化や重複化が進むとともに、本人や家族の高齢化が進みつつあります。こうした動きと合わせ、障害福祉施策の対象は、発達障害や高次脳機能障害のある人、難病患者など拡大されることとなりました。

③ 子ども・子育て家庭

少子化に伴い、15歳未満の年少人口、年間出生数の減少傾向が続いています。

核家族化や生活様式の多様化による家族形態の変化、地域における人間関係の希薄化などにより、家庭や地域における子育て力が低下しており、子育てに対する負担感や不安感が高まっています。また、個人の価値観の多様化や子育てと仕事の両立の難しさ、さらには子育てに対する経済的負担が増していることを背景に、今後とも全国的に少子化が進行するものと予想されています。



④その他の支援の対象となりうる人

社会・経済情勢の急速な変化などに伴い、ひとり親家庭や生活保護世帯が近年全国的に増加しています。このうち母子家庭については、平成27年国勢調査で18歳未満の子どもを含む世帯の7.7%を占めており、就労や経済面で厳しい状況にある家庭が多く、子育てを含む家庭生活への支援や就業支援などの総合的な自立支援対策の推進が必要です。

また、泉南市の生活保護世帯については、平成25年度以降減少傾向にありますが、生活保護を受ける前段階の人々も含めて、関係機関との連携のもと、新たな生活困窮者自立支援制度に基づいた支援に努める必要があります。

このほかにも、リストラや倒産による失業者、非正規雇用の増大を背景とするワーキングプア（働く貧困層：正社員並みに働いているにもかかわらず収入がとも少ない人々）、ニートなど経済的・精神的に自立できない若者、消費者金融などから多額の借金を抱える多重債務者、配偶者などからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）の被害に悩む女性など、今日の社会・経済情勢を背景に様々な生活課題・福祉的課題を抱えている人々が増加しています。

これらの人々は、人口総数や一般世帯に占める割合からみれば必ずしも多くはありませんが、私たちが住む地域には、このような課題を抱えていると考えられる人や世帯が存在することを認識することが地域福祉を考える上で重要です。



2. 地域福祉に関する市民意識

(1) アンケート結果にみる地域福祉の現状と課題

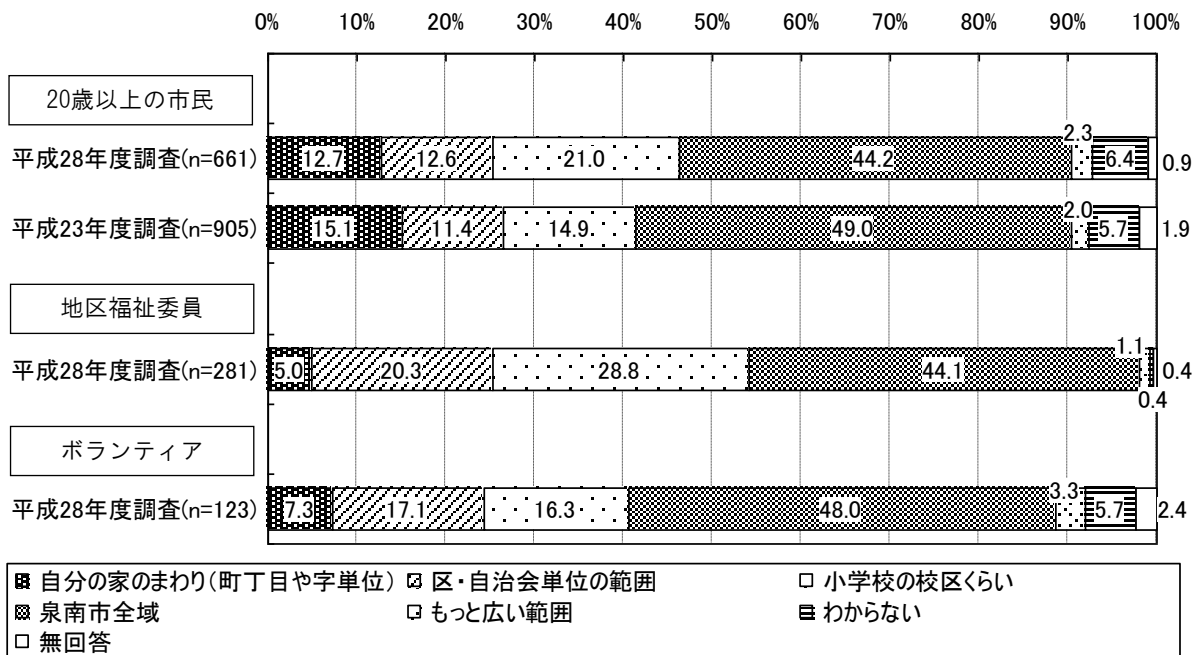
① 泉南市への愛着感

20歳以上の市民の66%が何らかの愛着を感じており、前回調査とほぼ同様の結果です。また、地区福祉委員やボランティアについては40%前後が「たいへん愛着を感じている」と答えており、より愛着感が高くなっています。

② 「自分のまち」と感じる範囲

20歳以上の市民、地区福祉委員、ボランティアとも「泉南市全域」と答える人が最も多くを占めていますが、地区福祉委員では「小学校の校区くらい」という人が29%と比較的多く、20歳以上の市民でも前回調査の割合より高くなっています。

◆あなたにとって「自分のまち」とはどの範囲のことをいいますか。

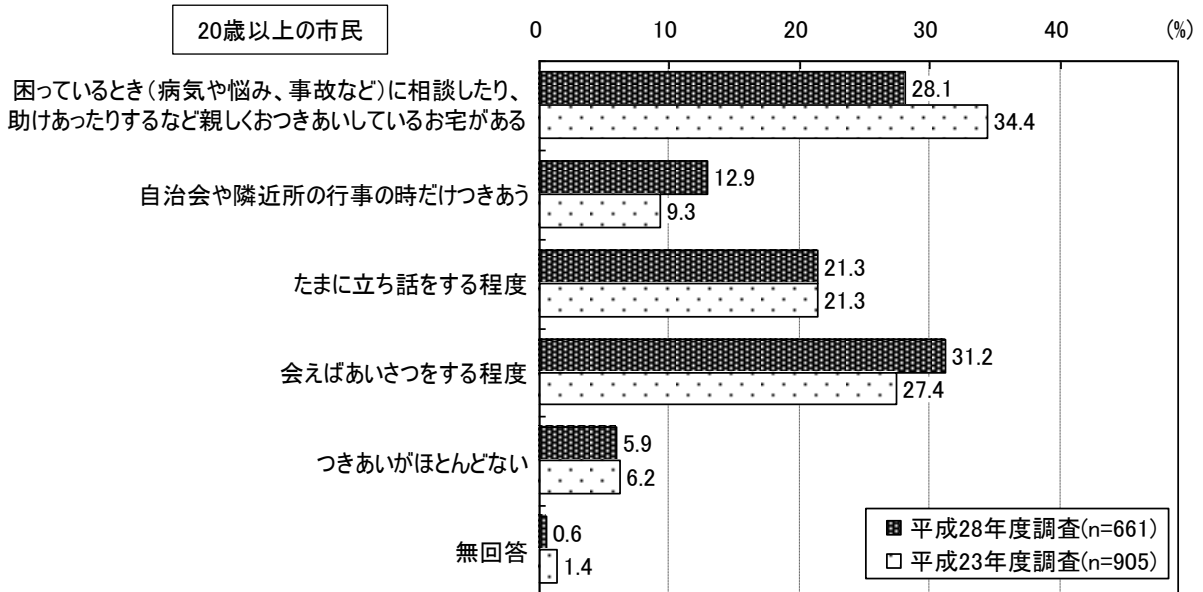




③近所づきあいの状況

「困っているときに相談したり、助けあったりするなど親しくおつきあいしているお宅がある」という人の割合が低下し、「会えばあいさつをする程度」という人の割合がやや高くなっています。

◆あなたはご近所とどのようなおつきあいをしていますか。



④居住地域や周辺の環境についての評価

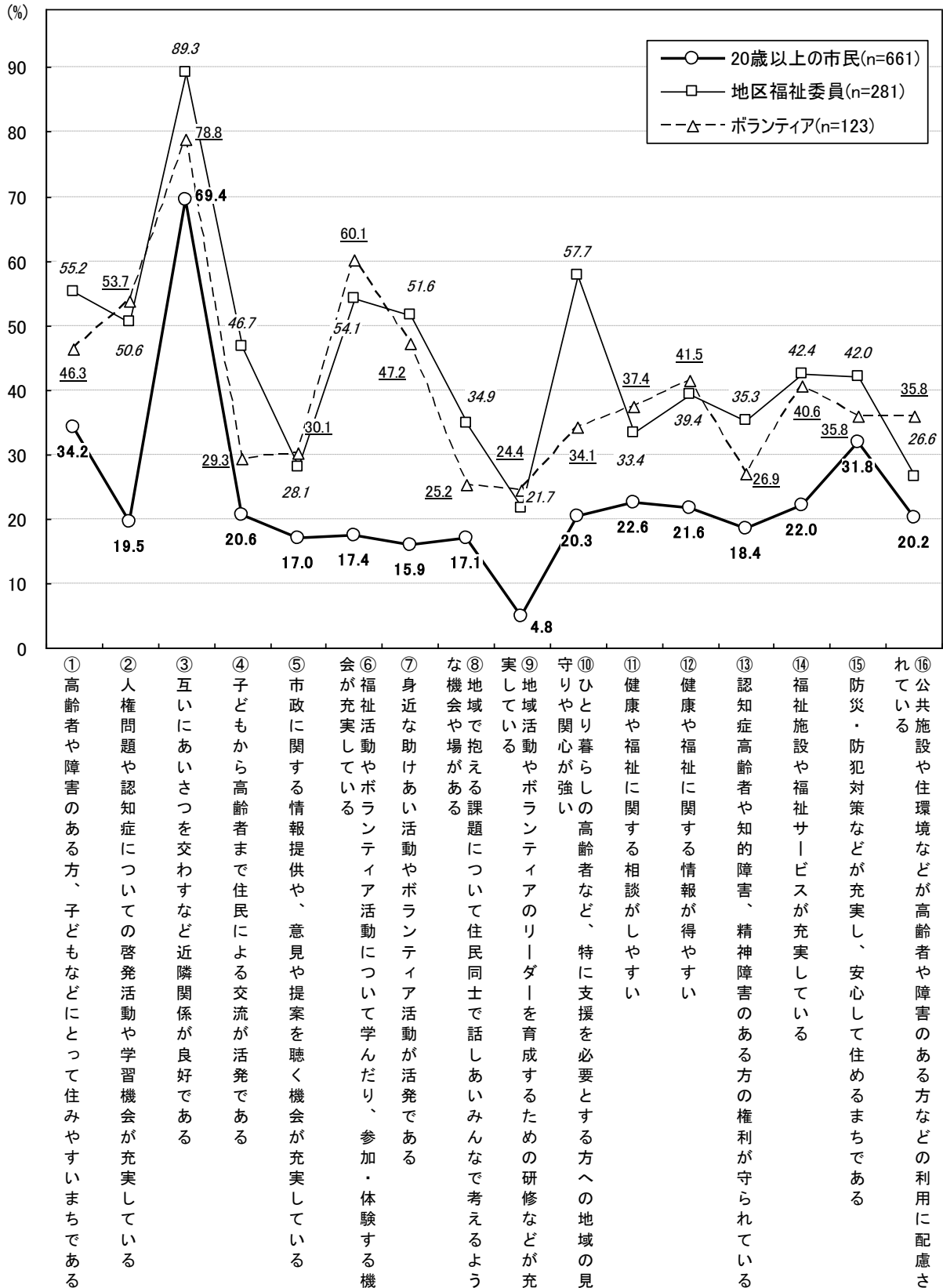
住んでいる地域や周辺の環境、市の取り組みに関して16項目の内容を尋ねたところ、「互いにあいさつを交わすなど近隣関係が良好である」という考え方については20歳以上の市民、地区福祉委員、ボランティアとも共感する人が多くを占めています。

また、「人権問題や認知症についての啓発活動や学習機会が充実している」、「福祉活動やボランティア活動について学んだり、参加・体験する機会が充実している」、「身近な助けあい活動やボランティア活動が活発である」、「ひとり暮らしの高齢者など、特に支援を必要とする方への地域の見守りや関心が強い」などは地区福祉委員やボランティアでは半数以上の方が肯定的に感じています。



◆お住まいの地域や周辺の環境、市の取り組みについて、①～⑯のそれぞれの項目ごとに選んで番号に○をつけてください。

※「そう思う」「まあそう思う」の合計値〔各調査結果の比較〕



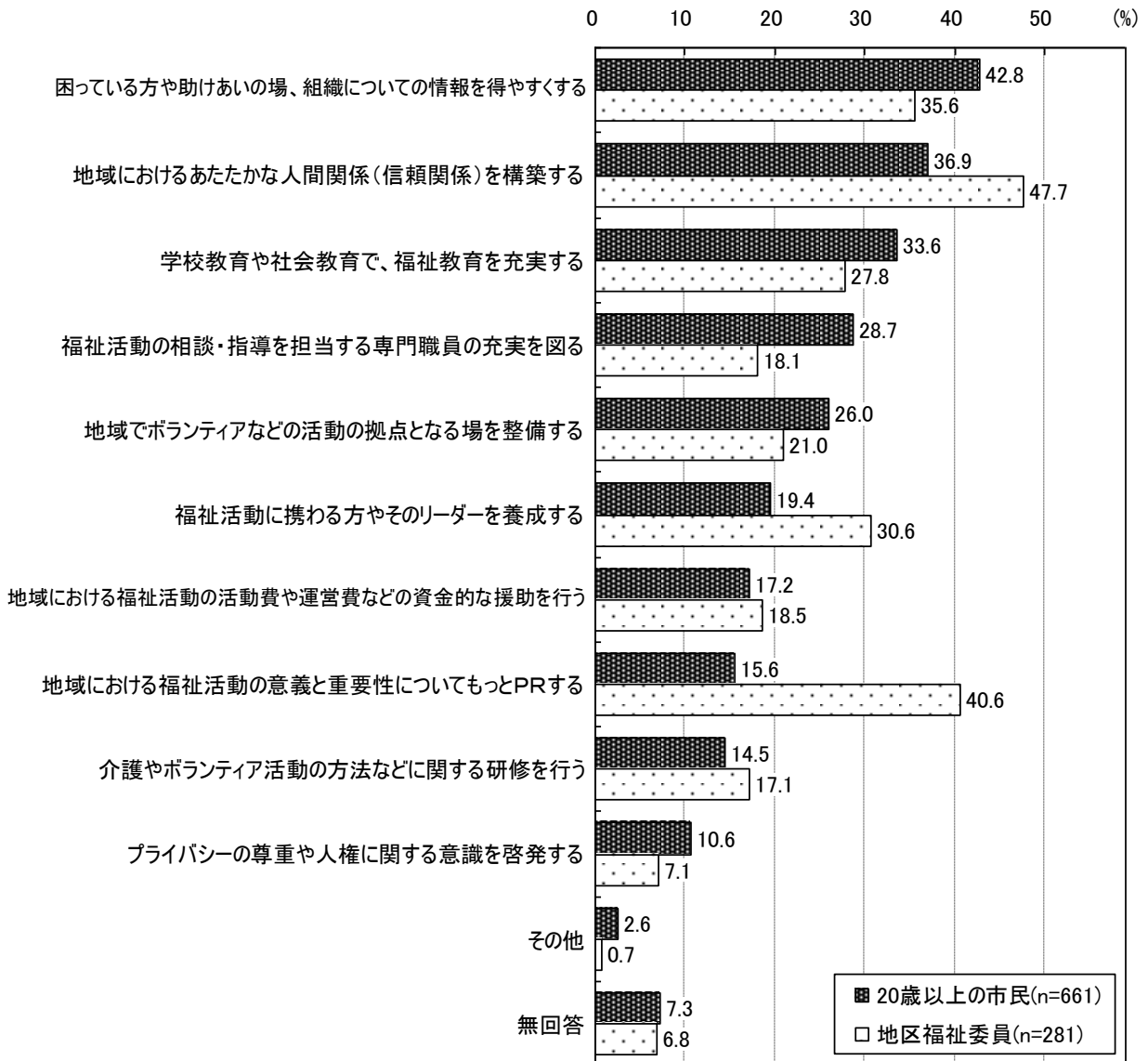


⑤地域における助けあいを活発にするために必要なこと

20歳以上の市民では「困っている方や助けあいの場、組織についての情報を得やすくする」、「地域におけるあたたかな人間関係を構築する」、「学校教育や社会教育で、福祉教育を充実する」の順で割合が高くなっています。

地区福祉委員では、「地域におけるあたたかな人間関係を構築する」に次いで、「地域における福祉活動の意義と重要性についてもっとPRする」、「福祉活動に携わる方やそのリーダーを養成する」の順となっており、20歳以上の市民との意識差が見られます。

◆地域における助けあいや支えあいの活動を活発にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。



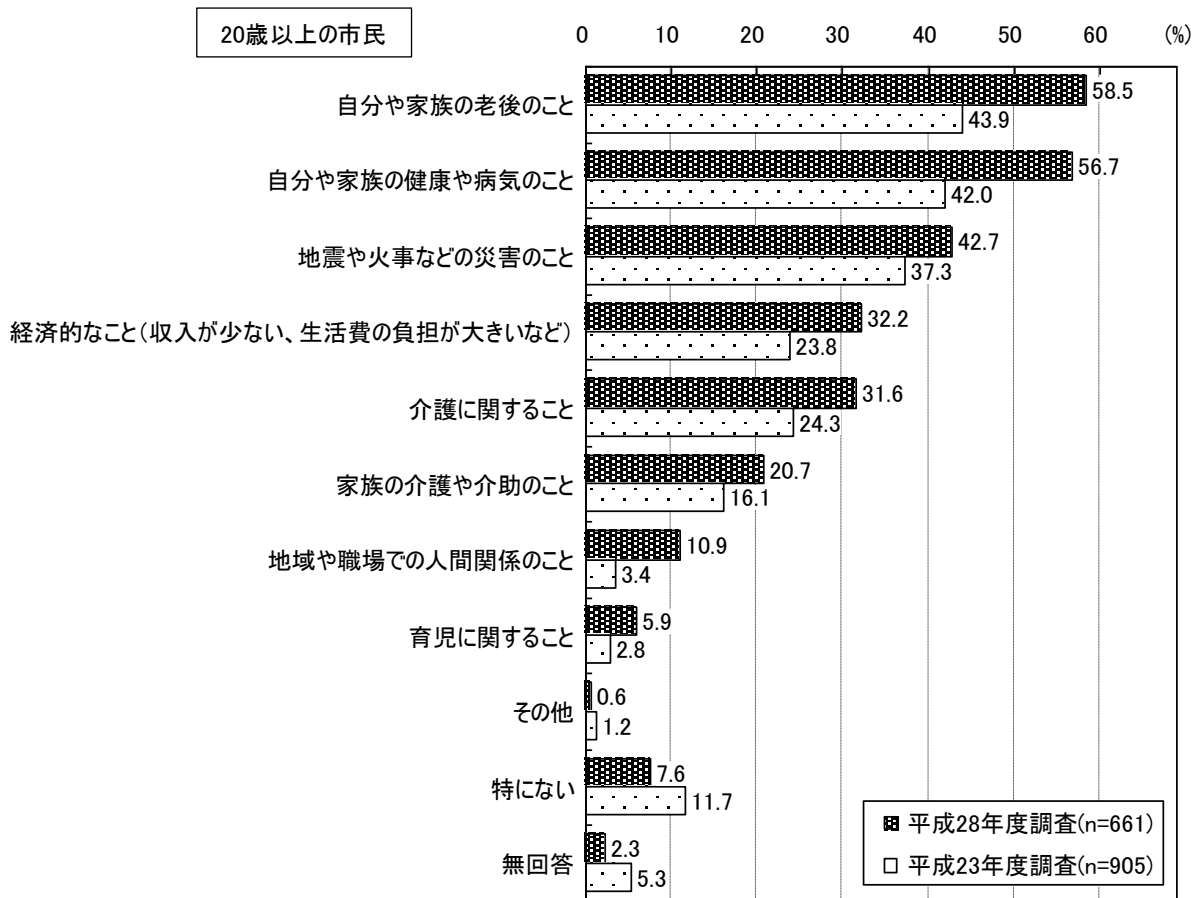


⑥生活上の悩み・不安と相談先

「自分や家族の老後のこと」や「自分や家族の健康や病気のこと」、「経済的なこと」、「介護に関すること」など、各項目について前回調査より割合が高くなっています。

悩みや不安の相談先については、前回調査と同様に「家族」、「友人・知人」、「親類」などとなっています。

◆あなたは、日ごろの生活で、どのような悩みや不安を感じていますか。



⑦福祉サービスの利用時に充実すべき内容

「福祉サービスを適切に利用できる相談窓口を充実する」が66%と最も多く、「福祉サービスにかかわる人権侵害や苦情について、安心して気軽に相談できる窓口を充実する」がこれに次ぐなど、相談窓口の充実が望まれています。

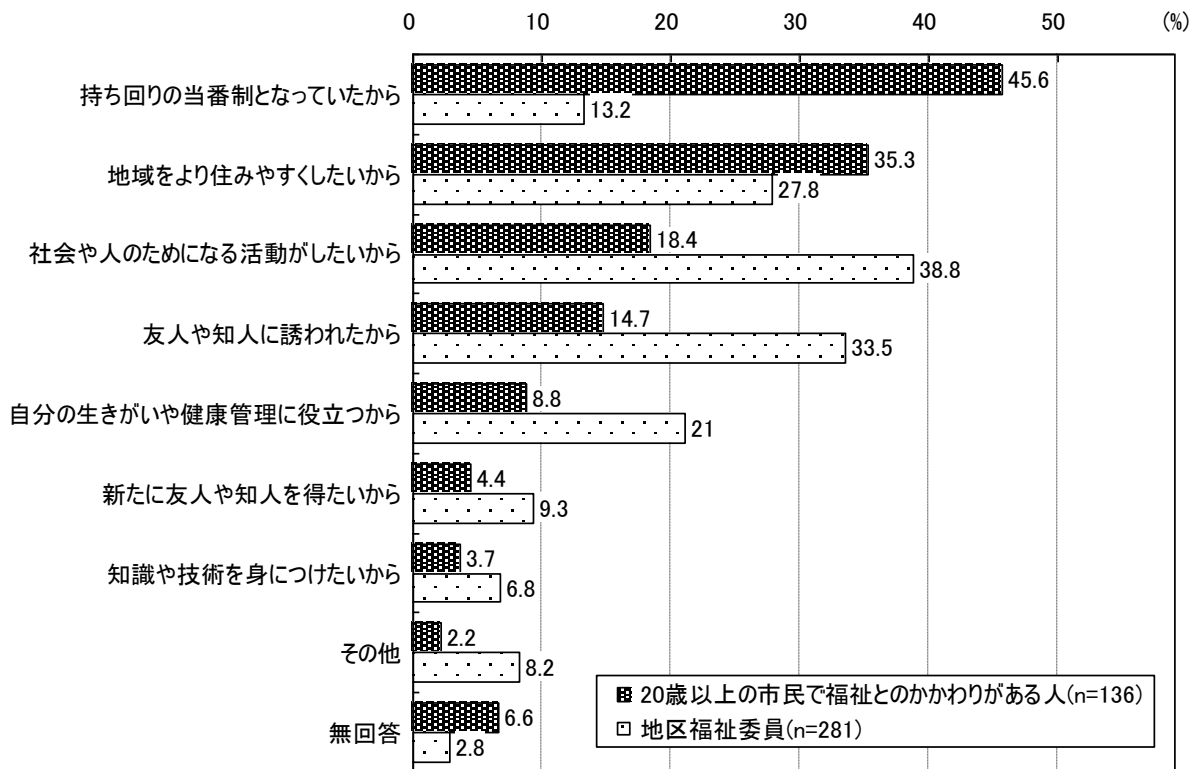


⑧福祉とのかかわり

「町会（自治会）、民生委員・児童委員協議会、地区福祉委員会などの地域団体に所属している」、「本人または家族が介護保険や障害福祉サービスを利用している」がそれぞれ18%となっています。

地域団体に所属したり、ボランティア、小地域ネットワーク活動の支援者として活動している人に、活動に参加するようになったきっかけを尋ねたところ、「持ち回りの当番制となっていたから」が46%と最も多くを占めています。

◆活動に参加するようになったきっかけはどのような理由からですか。



活動の様子を尋ねたところ、持ち回りの当番制でかかわっている人は半数以上の方が「楽しくない」と答えている一方、地区福祉委員については80%以上が「楽しく活動している」と答えています。

地区福祉委員のうち地域の方々を福祉活動に誘ったり、情報を知らせたりしたことがある人は67%を占めています。



⑨地域福祉に関する組織・機関等の周知状況

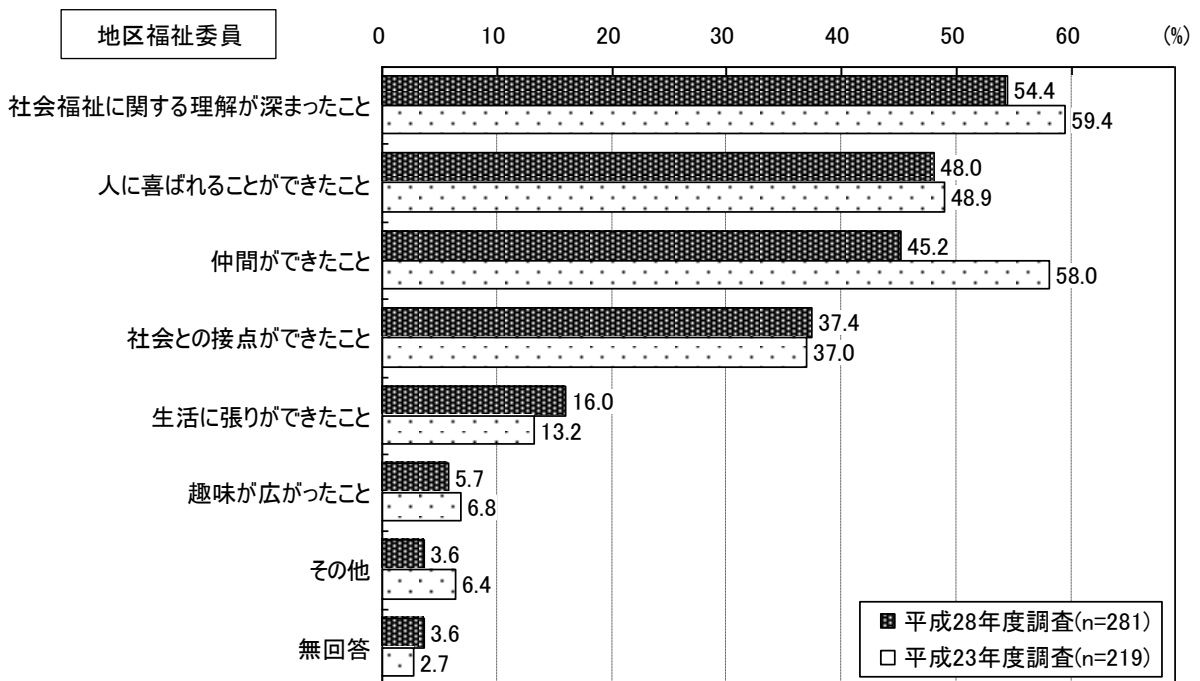
泉南市社会福祉協議会の活動を知らないという人は40%と前回調査より割合が若干低下していますが、民生委員・児童委員や市内で活動しているボランティア団体・グループを知らない人という人は70～80%台を占め、前回調査より割合が高くなっています。

⑩地区福祉委員の活動状況と意識

地区福祉委員として活動するようになってからの期間が長い人の割合が前回調査より高くなっています。

地区福祉委員をやっていて良かったと感じることのうち、「仲間ができたこと」は前回調査の58%から45%へと大きく割合が低下しています。

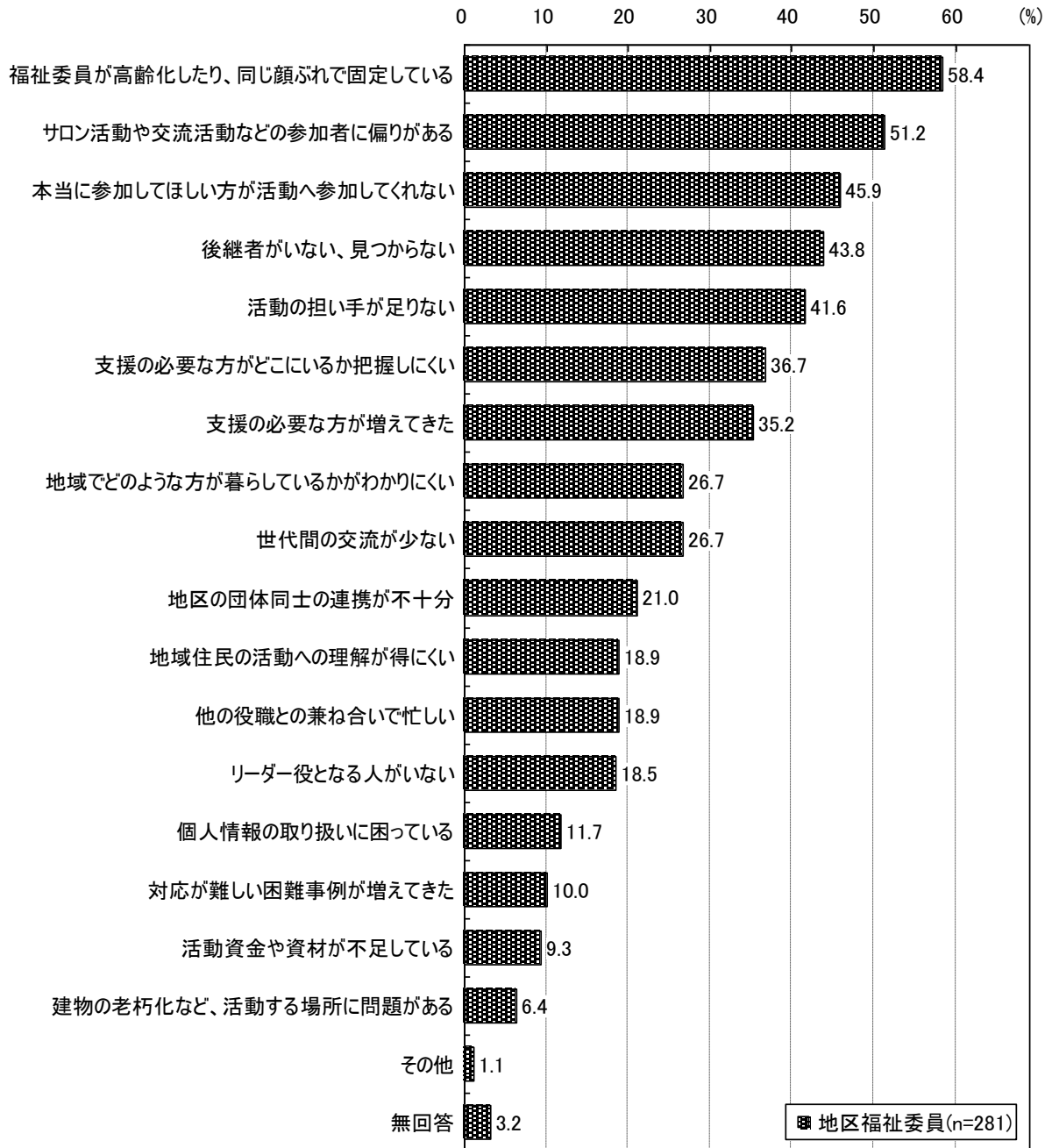
◆地区福祉委員をやっていて良かったと感じることはどのようなことですか。



日頃の活動を通じて感じる課題については、「福祉委員が高齢化したり、同じ顔ぶれで固定している」が58%と最も多く、これに次いで「サロン活動や交流活動などの参加者に偏りがある」、「本当に参加してほしい方が活動へ参加してくれない」、「後継者がいない、見つからない」、「活動の担い手が足りない」が続いています。



◆地区福祉委員として日ごろ活動を行う中で、何か課題や問題点と感じているものがありますか。



⑪ボランティア活動の状況と意識

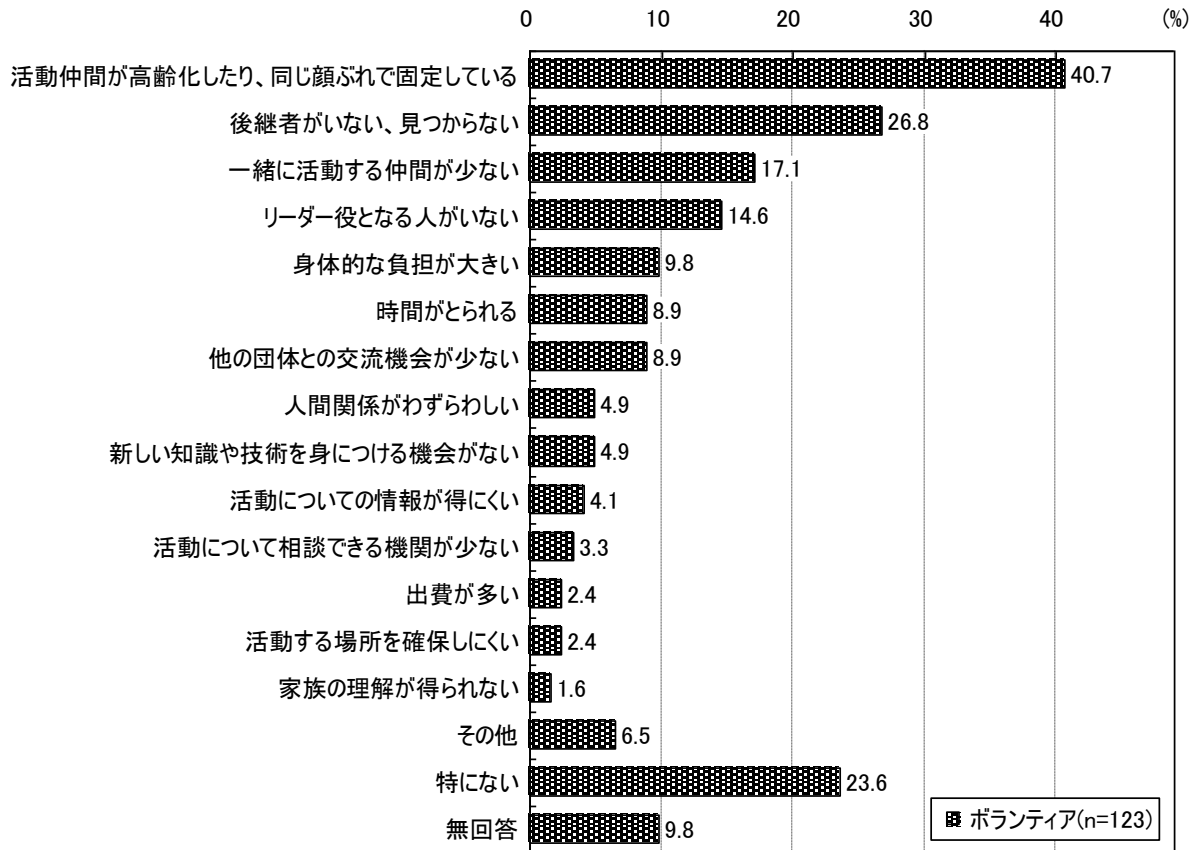
ボランティアとして活動するようになってからの期間が長い人の割合が前回調査より高くなっています。

活動時に自己負担があるという人の割合は60%で前回調査と大きく変わりありませんが、年間自己負担額については前回調査より少なくなる傾向が見られます。



ボランティア活動に参加して負担を感じたり課題と思うこととして、「活動仲間が高齢化したり、同じ顔ぶれで固定している」が41%と最も多く、これに次いで「後継者がいない、見つからない」が27%となっています。

◆ボランティア活動に参加して負担を感じたり、課題や問題点と思うことは何ですか。



行政とボランティアの関係についての考え方のうち、「行政は、ボランティアの自主性や自発性を尊重し、原則的にはボランティア活動に関与すべきでない。」という考え方について、否定的に考える人が50%と前回調査より割合が高くなっています。



⑫主な自由回答意見

アンケート調査票末尾の自由回答意見欄に寄せられた主な意見を紹介すると次のとおりです。

【福祉への関心、回答にあたっての感想】

- アンケートに答えていく中で、自分がいかに泉南市の福祉活動について知らないかがわかった。興味をもてていなかったこともそうだが、何より仕事が忙しく、知る機会を持つことができなかった。
- ボランティアを本当に必要としている方がどれだけいるのかなと思います。ひとり暮らしで人になじめない高齢者、若い人のひきこもり、地域になじめないヤングママなど、また登校拒否のまま大人になった人たち。そういう人たちのために何かできたらと思います。
- 高齢者や体の不自由な方の支援をもっと重視した方がいい。体が不自由でも一人で頑張っている方はいっぱいいるし、そんな方々の支援はあまりしていない気がします。本当に必要な人の福祉、支援に力を入れてほしいです。
- これからの未来を担う子どもたちにどのような対策、またボランティアの支援対策を強化していくのが大事だと思います。
- 高齢者に対する福祉サービス、子育て世代のサロン活動などは充実してきているが、小学校以降の子どもたちの貧困などの実態が見えてこず、支援もあまりなされていないのではと感じます。

【地域コミュニティの現状・課題】

- マンションに住んでいて隣にどんな人が住んでいるのかさえ知らない状態です。高齢のため、明日病気になったらどうしようという不安は大きいです。
- 昔から住んでおられる地域の人と新興住宅の住民と、目に見えない壁があるように思う（意識の違いなど）。
- 人間と人間同士のコミュニケーションが大切で、輪を広げていけたらよいと思う。
- 隣近所が助けあえば最も良いことかと思うが、日中はそれぞれ忙しく、隣人と顔を会わすことも少ない。でも高齢化が進み、有事には困るだろうと思う。日常で“つながる”大切さをいつも感じている。
- 地域の力が良く問われることが多いが、地域によって地域力がないところもあり、そのような地域は取り残されることが多い。

**【地域における助けあい、福祉活動に対する意識】**

- 地区福祉委員会の活動は、広範囲で活発に行われています。継続して活動を続けて行ってください。心から応援しています。
- 地域社会からの孤立をなくするのが一番の課題だと思う。
- 本来参加してほしい、見守っていかねばならない人が、家に閉じこもっていて世間との交流がない現実をみていると、ひとりでも多くの見守りをしていくべきだと感じています。
- 学校の空き教室を活用し、高齢者のサロンのために開放する。年寄りと子どもが交流することで世代間のギャップを埋めるためにも必要と考える。
- 地域の人たちが気軽に立ち寄れる場が少ない。今後このような場をつくろうとする人に市が補助金を出すなどサポートしてほしい。
- 高齢化がこれ以上進むと深刻な問題が増えてくる。声かけや見守りも間違ったら人間関係がこじれることもある。進め方も難しい。
- 民生委員さんと福祉委員さんの連携がないのが疑問です。
- 地域支えあい活動を活発化するためには、区・自治会に対する積極的なアプローチが必要である。
- 今の区長になってから、福祉委員会にっさい活動費を出してくれなくなりました。民生委員も、今は誰がやっているのかわかりません。
- 他市などの様々な福祉関係者との交流を行うことにより新しい取り組み等の情報を得て、今後の活動に生かせたら良いと思う。

【ボランティア活動に対する意識】

- ボランティアの行事に参加させてもらっても、いつも同じ人で入りにくいです。
- ボランティアの会議に出るといつも出てくる意見ではあるが、男性の参加がもっと増えるといいと思う。団塊の世代がリタイヤして潜在している力は随分あると思う。
- 同じ目的のボランティアに登録している人同士の意見交換などの機会を持てたら活動にもっと弾みがつくように思います。
- ボランティア養成講座は平日になっているのでほとんど参加できていません。土曜日曜の実施であれば参加したいと思います。

【担い手の確保】

- ボランティア活動をしている人のほとんどは高齢者が担っているという現実を考えてください。みんなが健康で元気に参加しているわけではありません。有償ボランティアの導入などで世代交代を進めてほしい。
- 若い世代にボランティア活動に参加していただきたいです。
- 参加したい気持ちはあるが、どこに連絡してよいか知らないし、方法・手段もわからない。講習会や対話する方法で説明すべき。
- 活動をもっとアピールしてほしい。気軽に参加できるボランティアの募集など、広く知らせてほしい。やってみようかなと思っている人もいると思うので。



【情報発信の強化、相談体制の充実】

- 社会福祉協議会や地域で活動されている組織等についてPRをし、福祉について考え、興味を持ったり協力する機会を設け、地域全体で下支えしていける雰囲気をつくっていただけると良いと思います。
- 行政としてもっとアピールするべきではないか。いろいろなサービスがあると思うが、利用できるのかわからないことが多いので、積極的にアピールしていただきたいと思います。
- 福祉活動について知っている人は知っているだろうが、知らない人は何も知らない。知らない人にもわかりやすい情報を出してはどうでしょうか。
- 福祉に関しては、訪ねていけば親切に教えてもらえますが、そこに行くまでに時間がかかるように思います。困っていても行動をすることを知らない人たちが意外と多くいます。
- 民生委員児童委員から何の情報発信もない。何もしていないのではないか。
- 市民（地域の人々）が、市及び社会福祉協議会に気軽に相談に行ける雰囲気づくりを心がけていただきたいと思います。

【生活環境の充実】

- 巡回バスを増発してください。買い物難民をなくすため、病院、スーパーの前で停留所設置してください。自立にもつながります。
- 安全に外出や移動ができるまちを希望します。アップダウンの多い道路をなくしてほしいものです。自転車や人の歩けるまちに。高齢者や子どもたちが安心して歩けるまち。どうも車中心の道路になっていますね。

【行政・社会福祉協議会に対して】

- 地域における福祉活動の意味・意義について理解を深め、すべての人が積極的に参加する施策をお願いしたい。
- 市民みんなで一堂に会し、面と向かって議論しあい、助けあっていく活動を推進すべきだと思います。
- 小学校単位の「まちづくり協議会」を組織し、連携をもって活動する方法はどうでしょうか。
- 社協の活動があいぴあ内だけに収まっているように思う。地域へもっと出向いて、人と人をつないでいく仕事もこれからの支えあい、助けあいには重要と思う。社協の活躍を楽しみにしている。



(2) 市民懇談会における主な意見

計画の策定に向けて開催した市民懇談会の協議内容から今後の地域福祉推進にあたっての主な課題を整理すると、次のとおりまとめることができます。

①地域における助けあい、福祉活動の現状と課題

【できていること】

- 近所同士が知りあいで、コミュニケーションがとれている。
- 住民同士があいさつを交わしている。
- 子どもから高齢者まで世代間の交流がある。
- いろいろな行事が開催され、住民のふれあいを大切にしている。
- 登校時など子どもの見守り、安全パトロールができています。
- ひとり暮らしなど、支援の必要な高齢者の把握と声かけ、見守りができています。
- サロン活動や食事会、老人クラブの活動などが活発に行われ、参加者が多い。
- 支えあいの必要性の認識が広がりつつある。
- 各種団体の横のつながりがある。

【できていないこと、活動する上での課題】

- 地域のつながり、近所づきあいが薄れてきた。
- マンションなど、新しい住民との交流が少ない。
- 地域にどんな人が住んでいるのかがわからない。
- 世代間の交流が少ない。
- 独居高齢者、認知症の人など、支援の必要な人が増えてきた。
- 障害のある人が閉じこもっている。
- 自分の殻に閉じこもっている人、かかわりを拒否する人など、対応が難しいケースが増えてきた。
- 支援を必要としている人の把握が難しい、情報が入手しにくい。
- 個人情報の取り扱いが難しい、困っている。
- 見守りや安否確認の活動が十分にできていない。
- サロンの参加者がほとんど同じ人で、本来参加してほしい人に声をかけてもなかなか参加してくれない。
- サロン等の内容を考えるのが大変。
- 忙しくて声かけがあまりできない。
- 活動するための資金がない。活動する場所に問題がある。
- 活動している人が同じ顔ぶれで固定している。
- 支えている人が高齢化し、若返りができていない。



- 一緒に活動する仲間が少ない。担い手が足りない。
- 若い人の参加しやすい環境づくりが必要。
- 福祉活動に対する住民の理解と参加が少ない。
- 地域の中での福祉委員の位置づけが不明確。
- 区・自治会、民生委員と福祉委員の連携が不十分。
- 地区の団体同士の連携が不十分。核となる組織がない。

②今後5年間で進めるべき取り組み

【市民がやるべきこと】

- なるべく自分でできることは自分でやる。
- 向こう三軒両隣の交流を進める（あいさつ、声かけなど）。
- 隣近所のコミュニケーション、勇気を持ってお節介。
- 住民が交流できるイベントを増やす。世代間交流を活発にする。
- 高齢者たちが集まる機会が必要。
- 子どもが参加できる活動を増やす。
- 一過性の活動ではない継続性のある行事を。
- サロンへの参加に向けて声かけを行う。
- 防災無線を活用する（地域でのイベント等の呼びかけ）。
- 空家を利用して人々のコミュニケーションの場とする。
- ひとり暮らし高齢者や認知症の人の把握、早期発見。
- 地域住民の意識改革を。他人を思いやる気持ちを高める。
- 活動の担い手を育成する。
- 一緒に活動する仲間をつくる。
- 地域に思いを持っている人を増やす。
- 地域の役員、お世話係を募集し人数を増やす。
- 自治会参加の呼びかけを。
- 各種団体が協力して地域福祉を進める。
- 地域の各種団体等の交流を図る。
- 福祉委員と民生委員の交流を図る。

【泉南市にしてほしいこと】

- 福祉の必要性を市民全体に広報などで知らせる。
- 福祉教育を充実する。
- 福祉活動推進にあたっての区・自治会の位置づけを明確にする。
- 各種団体への協力を求める積極的な働きかけを。
- 地域包括支援センターとの交流が必要。



- 民生委員の活動がしやすいように市はもっと力を入れる。
- 支援の必要な人に関して市で持っている情報がほしい。
- 個人情報を提供し、活動しやすいように。
- 地域マップをつくり、情報を提供する。
- 市としても高齢者の訪問を行う。
- 公民館、集会所など集いの場の利便性向上を。
- 学校が地域の催しに参加してほしい。
- 買い物困難者対策、コミュニティバスの利便性向上を。

【社会福祉協議会にしてほしいこと】

- 福祉の必要性を啓発する。
- 住民ができることを指導してほしい。
- サロンの企画へのアドバイスを行う。
- 他地区の活動状況を知る機会がほしい。
- 支援の必要な人に関して社協で持っている情報がほしい。
- 福祉関係団体の連携強化、情報交流の推進を。
- 地区福祉委員を推進委員と協力委員に区分する。
- 区組織を動かした取り組みを。
- イベントに対する資金の助成を。



3. 地域福祉にかかわる取り組み状況

(1) 第二次計画に基づく施策の実施状況

この計画の策定にあたって、第二次計画で掲げた施策の実施状況を把握した結果は次のとおりです。

基本目標1 地域社会でのつながりをつくるために

①共に生きる意識を高める

人権啓発推進協議会など、市民や関係機関・団体、行政の協働により人権啓発、人権教育を推進しており、今後とも人権尊重の社会づくりに向けて取り組みを進めていく必要があります。また、福祉教育に関しては市内の各小・中学校において実施していますが、広報・啓発や社会教育の場などを通じて、幅広い年代層の市民に対し福祉に対する関心を高めるような取り組みが求められます。

②多様な交流を進める

地域における顔の見える関係を築くため、市内の33区をはじめ、地区福祉委員会、老人クラブ等の活動を促進するとともに、活動の場となる公共施設の運営管理、生涯学習・文化活動、スポーツ活動の機会の提供などを行いました。また、地域において子どもや高齢者等を見守る体制づくりを、各地区の諸団体や学校等との連携により進めています。

基本目標2 住民主体の地域福祉活動を進めるために

①市政への関心を高め、参画を進める

広報紙やウェブサイト（ホームページ）などを通じて、市政の内容、各種行事等の情報を発信し、市政への理解や関心を高めてもらうように努めています。また、市政に対する意見・提案を受け付ける広聴の機会を設けるとともに、施策・方針立案の場への市民参画を図っています。

②NPO・ボランティア活動を進める

A B C委員会への活動支援をはじめ、様々なボランティア活動を通じた市民参画の機会の拡大を図っています。また、福祉にかかわるボランティア、NPOに



については、社会福祉協議会が育成・確保、活動支援等を進めています。今後は若年層など幅広い年代層の市民の活動参加を促していくことが必要です。

③身近な地域での福祉活動を進める

身近な活動の場として老人集会場やその他の集会所が活用されています。老人集会場のうち避難所になっている施設は耐震工事が完了していますが、その他の集会施設については老朽化が進み、耐震化を図る必要のある施設も少なくないことから、管理運営のあり方も含めて抜本的な対応が必要となっています。

また、既存公共施設の利便性の向上については、鉄道駅周辺のバリアフリー化やトイレの改修などを進めています。

④地域福祉の担い手を育成する

区長連絡協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、子ども会、青年団など、地域活動を行う各種団体との連携強化に努めています。

また、泉南市福まち（福祉のまちづくり）サポートリーダーを養成し、活動を支援しています。コミュニティ・ビジネス等については、泉南市商工会がセミナー等を実施していますが、福祉にかかわる事業者の起業実績はまだありません。

⑤災害時の備えや防犯のための地域連携を進める

災害時の備えについては、自主防災組織の結成を促進するとともに、防災マップの作成・配付を通じた防災知識の普及啓発、避難行動要支援者に対する支援プラン・マニュアルの策定、避難行動要支援者名簿の作成などに取り組んでいます。

防犯のうち、消費者被害については高齢者や障害のある人に関する相談件数が増加し、内容も複雑化、多様化していることから相談体制の強化を図るとともに、消費者教育の推進が必要です。

⑥地域ぐるみの認知症支援を進める

認知症サポーター養成講座、市民講座の開催等を通じて認知症への理解を深め、認知症の人を地域で支えるための啓発を進めています。引き続き市民啓発に努めていくことが必要です。

また、これらの取り組みの推進役となるライフサポートコーディネーターや認知症キャラバンメイトの養成、認知症高齢者徘徊SOS模擬訓練の実施など、支援体制の充実に努めており、今後ともより小さな単位での取り組みを進めるなど充実に努める予定です。



基本目標3 必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために

①地域福祉関連機関の連携を進める

子ども・子育て支援や教育、高齢者福祉、健康増進など施策分野ごとの庁内、関係機関等による連携を進めるとともに、虐待や暴力等の人権侵害にかかる相談支援、救済の仕組みの充実などに努めました。

このうち、虐待防止については、虐待事案に対しての心構え、具体的な事務手続きの留意事項などを整理した「泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドライン」を策定するとともに、「高齢者・障害者虐待防止月間」を制定し、「虐待がなく、高齢者や障害者が地域の見守り・支え合いのなかで生き活きと輝く泉南市」をめざしています。

②総合相談支援体制をつくる

子ども、女性、障害のある人、高齢者、人権関係など、市役所や社会福祉協議会の窓口、委託相談支援機関での相談対応に努めています。

聴覚障害のある人が相談する際に手話通訳者によるコミュニケーション支援を行っていますが、通訳者の確保等に課題が見られます。

③必要な情報を入手しやすい仕組みをつくる

広報せんなんやウェブサイト（ホームページ）、冊子・パンフレット等を通じて健康福祉関係の情報発信に努めていますが、情報が行き届いていない家庭があることから、より伝わりやすい情報発信のあり方について検討を進める必要があります。

④権利擁護を進める

成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と利用促進、市民後見人の確保に向けた体制整備を進めていますが、今後も対象となる人の増加が予測されるため、一層の取り組みの充実が必要です。

福祉サービス利用時の苦情については、社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域包括支援センター等の相談支援機関との連携により対応に努めています。

⑤福祉サービス等の充実と質の向上を図る

保育・子育て支援、介護保険、高齢者福祉、障害福祉など、分野別福祉サービ



スの円滑な実施と提供体制の充実に努めていますが、サービス事業所における労働環境の改善、サービスの質の向上に向けた働きかけについては行えていません。

また、公的サービスの枠組みでは現状十分に対応できていない支援ニーズについて、介護保険事業の介護予防・日常生活支援総合事業による住民主体の支援等、市民と協働による地域に根ざした多様なサービスの充実に努めています。

基本目標4 安心して快適に暮らせる基盤をつくるために

①災害や犯罪に備えた環境づくりを進める

学校施設の耐震化を進め完了したほか、防災用広報システムの運用、救急医療情報（WAO）キットの配付、防犯灯の新設等を進めました。

②安全な道路・交通環境づくりを進める

歩道や鉄道駅舎のバリアフリー化、交通安全指導の実施、コミュニティバスの運行などに努めており、今後については鉄道駅舎以外の公共施設のバリアフリー化、コミュニティバスの利便性向上などが課題となります。

③利用しやすい施設やまちづくりを進める

学校施設や公営住宅等のバリアフリー化、大阪府福祉のまちづくり条例の周知について計画で掲げましたが、引き続き取り組んでいく必要があります。



(2) 地域福祉にかかわる市民活動の状況

泉南市では、区・自治会を始めとして様々な地域組織が構成され、それぞれ活動を展開しているほか、健康づくりや福祉、教育、文化、市民交流、環境・緑化、防災・防犯、まちの活性化などのテーマにより活動する団体やサークルが多数あり、法人格を持ったNPO活動も展開されています。

全市的には、社会福祉協議会がボランティアセンターを開設し、様々なボランティアの育成・確保、活動支援にあたっています。

地域福祉に関しては、市内9地区の地区福祉委員会が中心となって、区・自治会など地域の各種団体、民生委員児童委員などとの協働で、見守り・声かけ訪問活動、いきいきサロンや子育てサロンなどのグループ援助活動、世代間交流活動など小地域ネットワーク活動が展開されています。

市民相互で助けあう会員制の取り組みとしては、子育て家庭を対象とする「ファミリーサポートセンター」などがあり、互助活動を展開しています。

地域における活動団体・グループなどが増え、それぞれの活動が充実することで、地域福祉はより一層充実したものになると思われませんが、多くの団体では活動の担い手となる中心メンバーの高齢化が進むとともに後継者の確保が課題となっており、メンバーが固定化する傾向もうかがえます。このため、市民一人ひとりの福祉意識の醸成などを通じて、地域福祉活動の担い手となる人材を発掘・育成していくことが必要です。

また、地域の各種団体による交流や情報の共有を通じて団体間の相互連携を図り、複数の団体が共同で活動に取り組むなど、団体間の「横のつながり」を形成していくことが今後とも課題であると考えられます。



4. 今後の地域福祉推進にあたっての課題

泉南市では、市内各地で少子高齢化と世帯規模の縮小が進み、高齢者のみ世帯や認知症の人など社会的に見守りが必要な人々が増えつつあります。

このような状況の中、今後の地域福祉の推進にあたって、重点的に取り組んでいくべき課題について整理すると、次のようにまとめることができます。

①お互いの顔が見える近隣関係づくり

アンケート調査では、近隣関係について良好と答える人が多くを占めていますが、近所づきあいの状況を見ると、あいさつ程度など決して深くなく、相談相手として近所の人をあげる人は多くありません。しかし、地域での人とのかかわりに対しては、隣近所を中心とした助けあいやつきあいを大切にしたいと考える人が多くを占めています。

このため、災害発生時のことも見据えつつ市民同士の助けあいについての情報発信、啓発等を進めるとともに、地域における集いの場や、趣味や価値観を同じくする人同士など、様々な人が知りあうきっかけを増やし、これらが重なりあうことで、まずは顔の見える関係をより広げていくような取り組みが必要です。

②福祉に対する関心の喚起

民生委員児童委員や地区福祉委員会の皆さんを始め、地域では様々な活動が熱心に展開されています。しかし、アンケート調査によると、地域における人々の助けあいや福祉活動、ボランティア活動に対する市民、特に若年層の関心が低下しており、多くの市民には現在の地域福祉の取り組み、活動状況が認識されていない様子がうかがえます。

こうしたことから、地域福祉計画及び地域福祉活動計画も第3次を迎える段階ではありますが、改めて様々な媒体を通じた情報発信、啓発活動等により人々の福祉に対する関心を高めていくことが必要です。



③新たな担い手の確保

地域における福祉活動の担い手の高齢化や固定化が進んでおり、70歳以上の担い手が同年代の人の見守り、支援を行うなど、「老老地域福祉」と呼べるような状況に直面しています。各地区で担い手の確保に取り組んでいるところですが、60歳代以下の新たな担い手はまだ働いている人も多いなど、なかなか見つからず、10年ほど先には最悪の場合担い手がいなくなってしまうという可能性も否定はできません。

また、アンケート調査では、地区福祉委員が楽しく活動していると答える人が多くを占めるのに対し、持ち回りの当番制で地域組織の役員となった人の意欲（モチベーション）の低さが顕著に見られました。

これに対して、地域における助けあいや福祉活動などの意義や具体的な活動内容等をより一層周知するとともに、幅広い世代が気軽に参加でき、楽しく活動できるような働きかけを行い、活動参加者のすそ野を広げていくこと、また次代の活動を先導するリーダー的役割の人材を確保・養成していくことが必要です。

④連携・協働による推進体制づくり

市内の各地区では地区福祉委員会が中心となって小地域ネットワーク活動が展開されていますが、地区によっては区・自治会などの地域組織との連携がうまくいっていないかったり、福祉委員会の活動への住民理解に課題が見受けられるところもあります。

また、担い手とともに活動場所や活動資金の確保に課題のあるところも少なくないことから、今後の活動推進にあたって各地区の諸団体との情報共有、相互協力などを一層進めていくことが必要です。

市内全域を対象とするボランティア活動等についても、団体間の連携・協力を進めることが必要です。



⑤情報提供、相談支援体制のさらなる充実

アンケート調査では、福祉サービスの内容や地域における福祉活動、ボランティア活動等に関する情報が十分に行き届いておらず、「どのようなサービスがあるかわからない」、「どこに相談すればよいかかわからない」、「どのような活動が行われているかわからない」といった声がまだまだ多い現状です。

これに対し、市や社会福祉協議会の広報紙、パンフレット等の紙媒体、ウェブサイト（ホームページ）、地域の人々を介したクチコミなどを通じて、情報がより行き届くように努めていくことが必要です。

また、市民の生活課題の解決や福祉サービスの利用にあたって相談窓口の充実が求められており、民生委員児童委員、地区福祉委員会、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域包括支援センター等の関係機関とともに、必要な人が必要な支援につながる相談支援体制の充実に引き続き努めていくことが必要です。

⑥地域福祉における今日的な課題への対応

近年、「無縁社会」、「社会的孤立」という言葉が出てきたように、地域の中でのつながりがなく孤立死に至るなどの痛ましい事故の発生や、生活保護に至る前の生活困窮者の増加など、新たな課題への対応が急務となっています。

高齢者、障害のある人、児童を対象とするような福祉制度の狭間にある人や、介護保険など現行の公的サービスでは対応できない多様な福祉ニーズへの対応についても今後の地域福祉推進にあたっての課題といえます。

また、認知症の高齢者や知的障害、精神障害のある人など、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者が今後ますます増加することが予想されるため、これに対応した権利擁護体制の充実が必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

だれもが地域で安心して暮らしていくためには、日頃身の回りで起こる問題に対して、個人や家庭がまず自分たちでできることに取り組み、隣近所や区・自治会、地区の人々やボランティアなど、住民相互のふれあい支えあいを通じてみんなで協力し、公的な制度による福祉サービスと組み合わせて問題解決を図っていくなど、重層的で多面的な取り組みが必要となります。

このため、これまでに全市的に取り組んできた市民と行政の協働のまちづくりを基本としながら、市民、コミュニティ組織、企業など、みんなが公共を担うことで、子どもから高齢者まで、すべての市民がいきいきと輝き、将来もこのまちに住み続けたいと思えるよう、地域福祉を一層推進していきます。

めざすべき地域社会

- 市民一人ひとりがお互いに基本的人権を尊重し、その存在を認めあい、命を尊び、だれもが排除されることのない、差別されることのない、共に生きる地域社会
- 地域の中でSOSを見逃さず、必要な人に適切に支援が届き、安心して生活ができるあたたかで、やさしさにあふれる支えあいの地域社会
- 行政と多種多様な個人、機関や団体、事業所等が連携し、協働して取り組むことにより地域の特性を持ったきめ細やかで質の高いサービスの提供や地域の自立性が高まる地域社会
- だれもが地域の中で、安全に安心して、快適に暮らせる地域社会

めざすべき社会の将来像

あいを育む泉南市



2. 施策展開の基本目標

目標1 地域社会でのつながりをつくるために

一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、お互いを知り、理解し、認めあうことができるよう、地域で共に生きる意識の向上をめざします。

何らかの支援を必要とする人々の生活課題、支援ニーズを見逃すことのないよう、地域における多様な交流を進め、日頃からの付き合いの中で顔の見える信頼関係を築きます。

目標2 住民主体の地域福祉活動を進めるために

地区福祉委員会やボランティア団体による活動など、身近な地域における住民主体の福祉活動を促進するとともに、地域社会に暮らす住民一人ひとりの関心を高め、地域福祉の担い手の発掘や育成を行っていきます。

認知症高齢者本人や家族が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

目標3 必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために

必要な人に必要なサービスや支援を迅速に提供できるよう、相談支援体制の充実に努めるとともに、必要な情報がより行き届く環境づくりを進めます。

適切なサービスが提供されているか、検証や評価を行いながら福祉サービス等の充実と質の向上を図ります。また、判断能力の不十分な人が財産の管理や福祉サービスの利用を適切に支援できるよう、権利擁護の取り組みを進めます。

目標4 安心して快適に暮らせる基盤をつくるために

年齢や障害の有無等にかかわらず、地域社会の中で安心して快適に暮らせるよう、安全な道路・交通環境づくりや、だれもが利用しやすい生活環境づくりを進めます。

災害や犯罪に備え、市民による主体的な見守り活動の促進、避難行動要支援者の支援体制づくりを進めます。



3. 計画の体系

めざすべき社会の将来像	あいを育む泉南市
施策展開の基本目標	目標1 地域社会でのつながりをつくるために 目標2 住民主体の地域福祉活動を進めるために 目標3 必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために 目標4 安心して快適に暮らせる基盤をつくるために

基本目標	基本施策	市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
1. 地域社会でのつながりをつくるために	(1) 共に生きる意識を高める	①福祉に関する意識の把握と啓発の推進 ②福祉教育、体験学習の推進 ③人権教育・人権啓発の推進	①福祉教育の推進 ②人権意識の向上
	(2) 多様な交流を進める	①地域における多様な住民交流の促進	①地域におけるあいさつ・声かけの促進 ②世代間交流の促進 ③身近な地域における交流の促進
2. 住民主体の地域福祉活動を進めるために	(1) 身近な地域での福祉活動を進める	①小地域ネットワーク活動の促進 ②地域福祉の推進に向けたネットワークの形成 ③地域福祉を推進するための人づくり	①地区福祉委員会活動の充実と担い手の育成 ②支援を必要とする人の見守り活動の推進 ③地域の福祉課題への対応
	(2) ボランティア・NPO活動を進める	①ボランティアの育成・確保 ②ボランティア・NPO活動への支援	①ボランティアの育成 ②ボランティア活動の促進
	(3) 地域ぐるみの認知症支援を進める	①認知症に関する理解啓発 ②認知症に関する相談支援体制の充実 ③認知症高齢者や介護家族に対する支援の充実	①地域における認知症高齢者の支援
3. 必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために	(1) 必要な情報がより届く仕組みをつくる	①情報提供体制の充実	①わかりやすい情報の提供
	(2) 相談支援体制を充実する	①行政・関係機関における相談支援体制の充実 ②地域における相談支援体制づくり	①相談支援体制の充実
	(3) 福祉サービス等の充実と質の向上を図る	①高齢者福祉施策・介護保険事業の充実 ②障害福祉施策の推進 ③子ども・子育て支援施策の推進 ④生活福祉施策の推進 ⑤サービス提供体制の充実と質の向上	①福祉制度の狭間にある人への支援 ②社会福祉法人間の連携
	(4) 生活困窮者の自立を支援する	①生活困窮者自立支援事業の推進	①生活困窮者自立支援事業との連携・協力
	(5) 権利擁護を進める	①権利擁護と生活支援の推進 ②虐待防止に向けた取り組みの充実	①権利擁護の推進 ②虐待・暴力等の被害者の自立支援
4. 安心して快適に暮らせる基盤をつくるために	(1) 安心して快適に暮らせるまちづくりを進める	①すべての人が暮らしやすい生活環境の整備 ②安全・快適に利用できる道路交通環境	①障害のある人や高齢者等の移動支援 ②住宅改造相談の実施
	(2) 災害や犯罪に備えた環境づくりを進める	①災害に強いまちづくり ②防犯対策の推進	①災害時等における対応の強化



第4章 施策の展開

1. 地域社会でのつながりをつくるために

(1) 共に生きる意識を高める

取り組み方向

広報・啓発や福祉教育、体験活動等を通じて、市民や関係団体、サービス事業者等の福祉への関心を高め、支えあい助けあいの意識を醸成します。

また、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見、暴力などのない豊かな社会の実現に向け、あらゆる機会を通じて人権教育・人権啓発を推進します。

市の取り組み

①福祉に関する意識の把握と啓発の推進

○福祉に関する市民意識の把握に努めます。また、広報紙やパンフレット、ウェブサイト（ホームページ）などを通じて、身近な地域における市民相互の支えあい助けあい、ボランティア活動等についての広報・啓発に努めます。

関連する主な事業

・福祉意識を高めるための広報・啓発活動の推進

②福祉教育、体験学習の推進

○社会福祉協議会や地域の各種団体と連携し、福祉教育協力校事業など、学校・地域・家庭における福祉教育、体験学習活動を推進します。

○市民同士の日常的な支えあいが展開されるよう、福祉活動への理解と参加意識の高揚に努めます。

関連する主な事業

・小・中学校における総合的学習活動の推進
・福祉教育協力校事業の推進



③人権教育・人権啓発の推進

- 広報紙やパンフレット、ウェブサイト（ホームページ）などによる人権に関する広報・啓発を充実し、市民の人権意識を高めます。
- 学校・社会教育における人権教育・啓発の推進に努めるとともに、市職員、教職員、保健福祉関係者などに対する人権教育を充実します。

関連する主な事業

- ・人権週間「市民の集い」等イベントの開催
- ・人権啓発冊子等の発行
- ・広報せんなんによる様々な人権課題の啓発
- ・市民参画型の啓発活動の推進
- ・「ヒューマンライツセミナー」等人権関連講座の開催
- ・男女共同参画社会づくり講座の開催
- ・学校や保育所等での子どもに対する人権教育の推進
- ・市民参画型の人権教育の推進
- ・人権啓発推進協議会の活動の促進（活動支援）
- ・事業所や行政職員等に対する人権研修の推進

社会福祉協議会の取り組み

①福祉教育の推進

学校、地域団体、社会福祉施設等と連携し、様々な機会を通じて福祉教育を進めるとともに、福祉情報の発信を行い、福祉に関する啓発、理解促進に努めます。

②人権意識の向上

職員、役員、評議員、地区福祉委員、ボランティア等の人権意識の向上を図るとともに、地区の行事や活動において、人権に対する理解を深めるための情報提供や啓発を行います。



(2) 多様な交流を進める

取り組み方向

地域であいさつ運動を進めるとともに、区・自治会など地域の各種団体、全市的に活動する団体による行事や活動を通じた交流、社会福祉施設と地域との交流など、子どもから高齢者、障害のある人など様々な人々が参加できる機会の充実を図ります。

市の取り組み

①地域における多様な住民交流の促進

- 障害の有無や年齢などにかかわらず、すべての人が参加できる行事の開催を働きかけるとともに、各種団体・グループによる多様な交流活動を促進します。
- 地域の集会施設などを活用した子どもや高齢者など住民交流の場の確保や居場所づくりを支援します。
- 障害のある人、子育てや介護に悩んでいる人など当事者同士が会う場や情報の提供などの支援を行います。

関連する主な事業

- ・ コミュニティ活動の促進
- ・ 泉南市区長連絡協議会等各種団体の活動支援
- ・ 地区福祉委員会活動の促進（ふれあいサロン、子育てサロン、世代間交流など）
- ・ 老人クラブ活動の促進
- ・ 社会福祉施設と地域住民との交流
- ・ 地域の集会施設等の活用促進

社会福祉協議会の取り組み

①地域におけるあいさつ・声かけの促進

- 地区福祉委員会等におけるあいさつ運動や見守り・声かけ活動を促進します。

②世代間交流の促進

- 地区福祉委員会での世代間交流やボランティア団体による交流活動を促進します。また、老人クラブ等地域団体と地区福祉委員会との連携強化を図ります。



③身近な地域における交流の促進

- ふれあいサロンや子育てサロンを通じた住民交流を促進するとともに、各地区における住民が気軽に集まれる場づくりを支援します。
- 地域の資源や人材を活用した交流機会の拡充を図ります。
- 高齢者等が参加できるスポーツ・レクリエーションの機会をつくれます。



2. 住民主体の地域福祉活動を進めるために

(1) 身近な地域での福祉活動を進める

取り組み方向

地区福祉委員会など各地区における福祉活動がより活性化されるよう、活動の意義等についての周知啓発に努めます。また、地区福祉委員会や区・自治会など諸団体による担い手の育成や地域の実情にあった活動の展開を促進します。

区・自治会等の地域住民が主体となって市内12地域で構築された「見守りネットワーク」が市内全域で構築されるように働きかけるとともに、地域における対象者の把握と日常的な見守り活動の促進を図ります。

これらとあわせて、さらなる地域福祉活動の活性化をめざし、市民同士の話しあいの場の提供や、地域活動拠点づくりに努めます。

市の取り組み

①小地域ネットワーク活動の促進

- 民生委員児童委員や社会福祉協議会の地区福祉委員会などによる要援護者の見守りや声かけ、サロン活動など、小地域ネットワーク活動を促進します。
- 住民主体による「見守りネットワーク」が市内全域で構築されるように促進します。また、対象者の把握に向けた個人情報の提供など、「泉南市地域支え合い活動推進条例」に基づく取り組みを進めます。
- 各分野の専門機関と連携し、市民が抱える課題に応じて適切な相談支援やサービスに結びつけることができるよう努めます。

関連する主な事業

- ・ 地区福祉委員会活動の促進
- ・ 高齢者見守りネットワーク事業の推進



②地域福祉の推進に向けたネットワークの形成

- 区・自治会や地区福祉委員会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携強化を図り、地域福祉の推進に向けたネットワークづくりを進めるとともに、団体間の情報交換などへの支援に努めます。
- 高齢者見守りネットワークの拡充を図ります。
- 市民にとっての身近な社会資源である福祉施設・社会福祉法人が、地域の福祉ニーズを踏まえた公益的な活動等を実施できるよう促進します。

関連する主な事業

- ・ 区長連絡協議会、地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会等との連携強化
- ・ 老人クラブの社会活動との連携強化

③地域福祉を推進するための人づくり

- 民生委員児童委員活動に関する普及・広報に努めるとともに、研修などを通じて各委員のスキルアップを図ります。
- 福祉・教育など関係機関と連携し、地域福祉の推進のための専門人材の育成・確保などに努めます。

関連する主な事業

- ・ 社会福祉協議会や地区福祉委員会が行う地域福祉の担い手育成への支援
- ・ 泉南市民生委員児童委員協議会との連携強化
- ・ 団塊の世代に対する地域活動研修の推進
- ・ 泉南市福まち（福祉のまちづくり）サポートリーダーの活動支援

社会福祉協議会の取り組み

①地区福祉委員会活動の充実と担い手の育成

- 幅広い年代層が参加できるよう地区福祉委員会の活動内容・運営の充実を図るとともに、広報等により活動内容を広く市民に伝えます。
- 地区福祉委員会活動の担い手の育成に向けて、行事別ボランティアの発掘やボランティアセンターによる情報提供、先進的な取り組みを実施している他市町村社協の情報把握及び推進などの取り組みを進めます。



②支援を必要とする人の見守り活動の推進

- 地区福祉委員会による活動や民生委員児童委員、区・自治会等との連携を通じて見守りを必要とする人の把握を進めるとともに、関係機関・団体とのネットワークの構築に努めます。

③地域の福祉課題への対応

- 地区福祉委員に対する研修の実施や民生委員児童委員との連携などを通じて、地域の様々な福祉課題の発見やその解決に向けた取り組みを促進します。
- 市民にとって身近な地域で、ちょっとした手助けを頼める支えあいのシステムづくりを推進します。



(2) ボランティア・NPO活動を進める

取り組み方向

ボランティア講座等を通じて、ボランティア活動を始めきっかけづくりを行うなど、ボランティアの育成に努めます。

また、ボランティアをしたい人と支援を受けたい人のニーズの調整やボランティア団体同士のネットワーク化を進め、全市的にボランティア活動の促進を図ります。

市の取り組み

①ボランティアの育成・確保

- 広報紙やウェブサイト（ホームページ）などを通じて、ボランティア活動の意義や必要性を啓発するとともに、ボランティア団体や活動内容を紹介します。
- ボランティア活動をするために必要な基本知識や技能を習得するための講座の開催や情報提供に努めます。
- 社会福祉協議会のボランティアセンターを通じて市内のNPOやボランティア団体などと連携し、様々なボランティアの育成を促進します。

関連する主な事業

- ・ボランティアに関する広報・啓発活動の推進
- ・社会福祉協議会におけるボランティア育成の促進

②ボランティア・NPO活動への支援

- ボランティアの組織化を図るとともに、活動の場の提供、NPOも含めた団体間の交流促進など活動支援に努めます。また、集会施設等を活用し、市民が地域福祉活動やボランティア活動を行うための拠点を確保します。
- 社会福祉協議会のボランティアセンターによる活動を支援するとともに、地域における福祉活動のリーダーとなる人材、ボランティアの育成について働きかけます。

関連する主な事業

- ・泉南市ABC委員会の活動支援
- ・社会福祉協議会におけるボランティアセンター活動の支援



社会福祉協議会の取り組み

①ボランティアの育成

- ボランティア関連講座の充実や活動体験機会の拡充などを通じて、各種ボランティアの育成を図ります。
- ボランティアのニーズや相談に対応できる体制づくりに努めます。
- 先進的な取り組みを実施している他市町村社協の情報把握を進めます。

②ボランティア活動の促進

- ボランティアセンター機能の強化に努めるとともに、ボランティア活動団体・個人間による交流・連携の促進、ボランティア活動における助成金情報の提供など、多様なボランティア活動を促進します。



(3) 地域ぐるみの認知症支援を進める

取り組み方向

市内のだれもが認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や介護をしている家族を支える手だてを知り、認知症を発症しても在宅で安心して暮らしを継続できるように、地域ぐるみで支援を行える体制づくり「WAO（輪を）！SENAN」〔W(忘れてもだいじょうぶ)A(あんしんと)O(おもいやりの町)]の実現に向けた取り組みを進めます。

市の取り組み

①認知症に関する理解啓発

○認知症に関するシンポジウムの開催、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する認知症サポーターや、養成講座の講師役であるキャラバンメイトの養成、広報や出前講座など、あらゆる機会を通じて、正しい知識の普及啓発に努めます。

関連する主な事業

- ・ 認知症サポーター養成講座の開催
- ・ 認知症キャラバンメイトの養成研修の開催

②認知症に関する相談支援体制の充実

○地域包括支援センターを始め、認知症に関する相談窓口の充実を図るとともに、かかりつけ医等との連携体制の強化、ライフサポートコーディネーターの養成などの取り組みを進めます。

関連する主な事業

- ・ 泉南市認知症初期集中支援チーム“オレンジチームWAO（輪を）”による支援
- ・ 認知症出張相談会の開催
- ・ ライフサポートコーディネーターの養成と配置
- ・ 認知症初期集中支援チームによる検討会議の開催



③認知症高齢者や介護家族に対する支援の充実

- 地域密着型サービスなど、認知症高齢者の生活を支援する介護保険サービスの充実を図るとともに、認知症高齢者の介護家族に対する支援の充実に努めます。

関連する主な事業

- ・ 認知症地域支援・ケア向上事業
- ・ 認知症高齢者の介護家族に対する支援
- ・ 徘徊高齢者SOSネットワークの確立、徘徊模擬訓練の実施

社会福祉協議会の取り組み

①地域における認知症高齢者の支援

- 地区福祉委員やボランティア等を対象とした認知症に関する研修を行うとともに、認知症キャラバンメイト養成研修の開催に協力します。
- 認知症高齢者やその家族を支援する関係機関との連携に努めます。



3. 必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために

(1) 必要な情報がより届く仕組みをつくる

取り組み方向

多様な手段・媒体による効率的な情報提供を図り、市民が自分に適したサービスを選び、安心して利用することができるよう、必要な情報がいつでもどこからでも入手できるような体制づくりを進めます。

市の取り組み

①情報提供体制の充実

- 必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、広報紙やパンフレット、ウェブサイト（ホームページ）など多様な媒体を通じて情報を提供し、福祉制度・サービス内容の周知に努めます。
- 高齢者や障害のある人、外国籍の人などが福祉制度・サービスに関する適切な情報を入手できるよう、情報提供面での配慮に努めます。

関連する主な事業

- ・「広報せんなん」の発行、パンフレットの作成・配布等、広報活動の充実
- ・「せんなん伝市メール講座」の実施
- ・ライフステージや福祉分野ごとのわかりやすいサービス関連情報の提供
- ・障害のある人や外国人等に配慮した表記や方法による情報提供

社会福祉協議会の取り組み

①わかりやすい情報の提供

- 広報「社協せんなん」や社会福祉協議会ホームページを充実し、社会福祉協議会の活動内容についての情報提供に努めるとともに、地域における福祉活動やボランティア活動に関する情報を積極的に広く発信します。
- 障害のある人への広報（音声版・点字版）を発行します。



(2) 相談支援体制を充実する

取り組み方向

必要な人に適切なアドバイスができるよう、また必要なサービスや支援を迅速に提供できるように、気軽に相談できる体制から専門的な相談まで相談支援体制の充実に努めます。

市の取り組み

①行政・関係機関における相談支援体制の充実

- 市役所各窓口における相談支援体制を充実するとともに、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、地域子育て支援センター、くらし・おしごと支援センターなど、分野ごとの相談体制の充実に努めます。
- 各分野の相談機関のネットワーク化を推進し、対処方法などの情報の集約・整理を進めます。また、より親切でていねいな相談対応を行えるよう、研修などを通じて担当職員の資質の向上を図ります。

関連する主な事業

- ・行政各分野における相談支援体制の充実（子ども・子育て、障害のある人、高齢者、女性、健康、人権、市政全般等）
- ・いきいきネット相談支援センターへのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置と相談事業の実施
- ・消費者被害に関する広報啓発
- ・消費生活相談の推進



②地域における相談支援体制づくり

- 社会福祉協議会や民生委員児童委員、当事者団体などが進める相談支援活動を支援するとともに、社会福祉協議会、地区福祉委員会、民生委員児童委員、区・自治会、ボランティア団体などの相互連携を促進し、地域の要援護者を福祉施策・サービス利用へと結びつける仕組みづくりを進めます。

関連する主な事業

- ・地域における相談員活動の促進
- ・民生委員児童委員等による訪問活動、相談対応の促進
- ・関係機関・団体が連携した相談ネットワークづくり
- ・障害のある人等のコミュニケーション支援

社会福祉協議会の取り組み

①相談支援体制の充実

- 心配ごと相談を始め、社会福祉協議会が行う相談支援事業の周知と内容の充実、関係機関との連携に努めます。



(3) 福祉サービス等の充実と質の向上を図る

取り組み方向

障害の有無や年齢などにかかわらず、すべての市民が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、自分らしく暮らし続けることができるよう、各種サービスや相談支援体制の充実など分野別施策の計画的な推進に努めます。

また、利用者が安心して福祉サービスを利用できるように、サービス事業者自身によるサービスの質の向上への取り組みや、サービス利用に関する利用者の苦情相談を受け付ける仕組みづくり、関係機関による相互の連携を強めていきます。

市の取り組み

① 高齢者福祉施策・介護保険事業の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 支援を必要とする高齢者に対する福祉サービス、介護保険サービスの充実に努めます。

関連する主な事業

- ・ 「泉南市地域包括ケアシステム」構築の推進
- ・ 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- ・ 一般介護予防事業（泉南WAO（輪を）！体操2の普及啓発等）
- ・ 介護保険サービスや地域支援事業の推進
- ・ 高齢者等安心生活支援事業等の推進
- ・ ひとり暮らし等高齢者の実態把握の推進
- ・ 地域ケア会議推進事業（関係機関等による連携強化）
- ・ 在宅医療・介護連携推進事業（医療機関と介護事業所等の関係者の連携推進）
- ・ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置及び支援体制の充実）

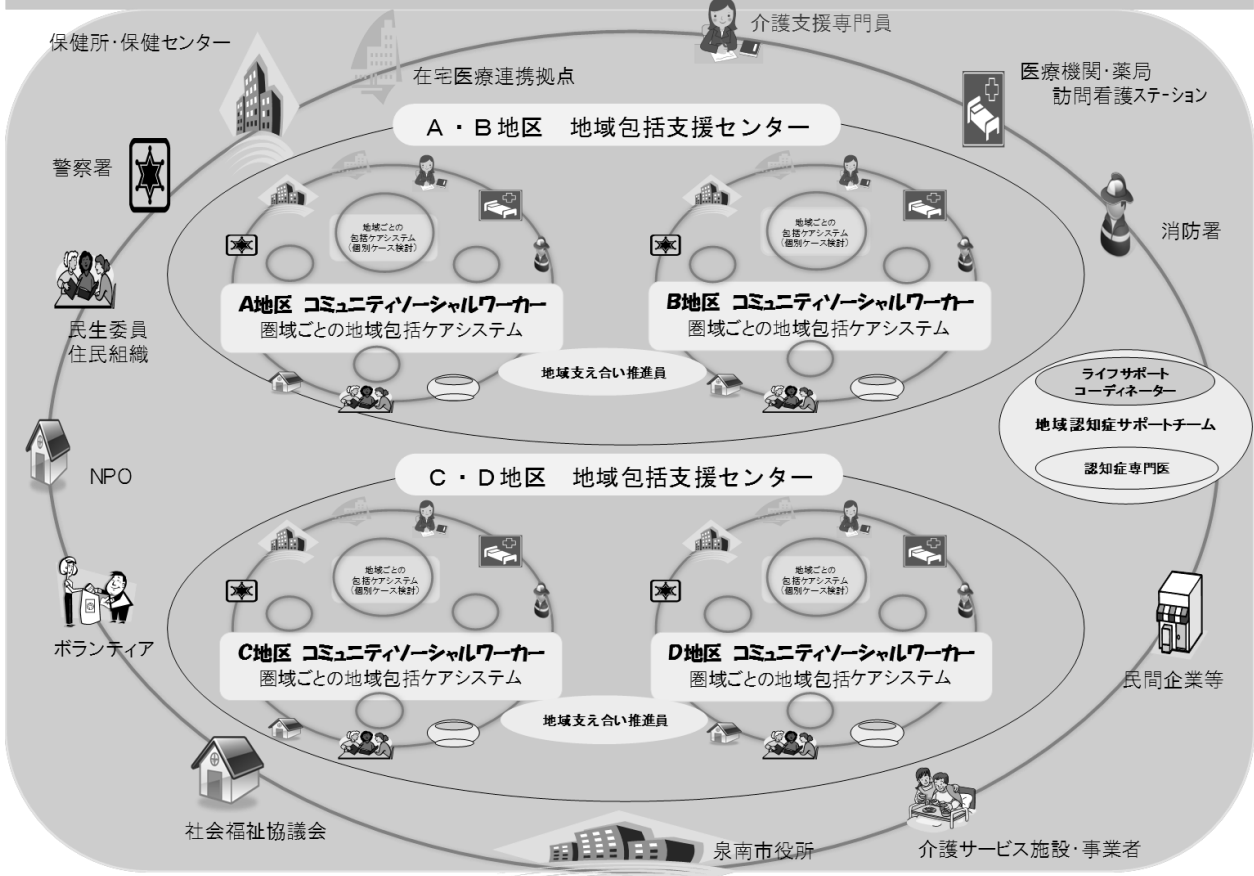


泉南市地域包括ケアシステム

本市では、高齢者保健福祉計画で、4つの日常生活圏域を設定した上で、それぞれの地区にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や、地区ケア会議などにより要援護者の把握に努めています。また、A・B地区（概ね国道26号より山側）を「地域包括支援センター六尾の郷」、C・D地区（概ね国道26号より海側）を「地域包括支援センターなでしこりんくう」が担当し、協議体の開催や総合相談、地域資源の開発・発掘、関係機関との連携等の地域コーディネートを行うとともに、常に行政と連携し、官民協働の地域づくり、地域福祉力の創生に努めています。

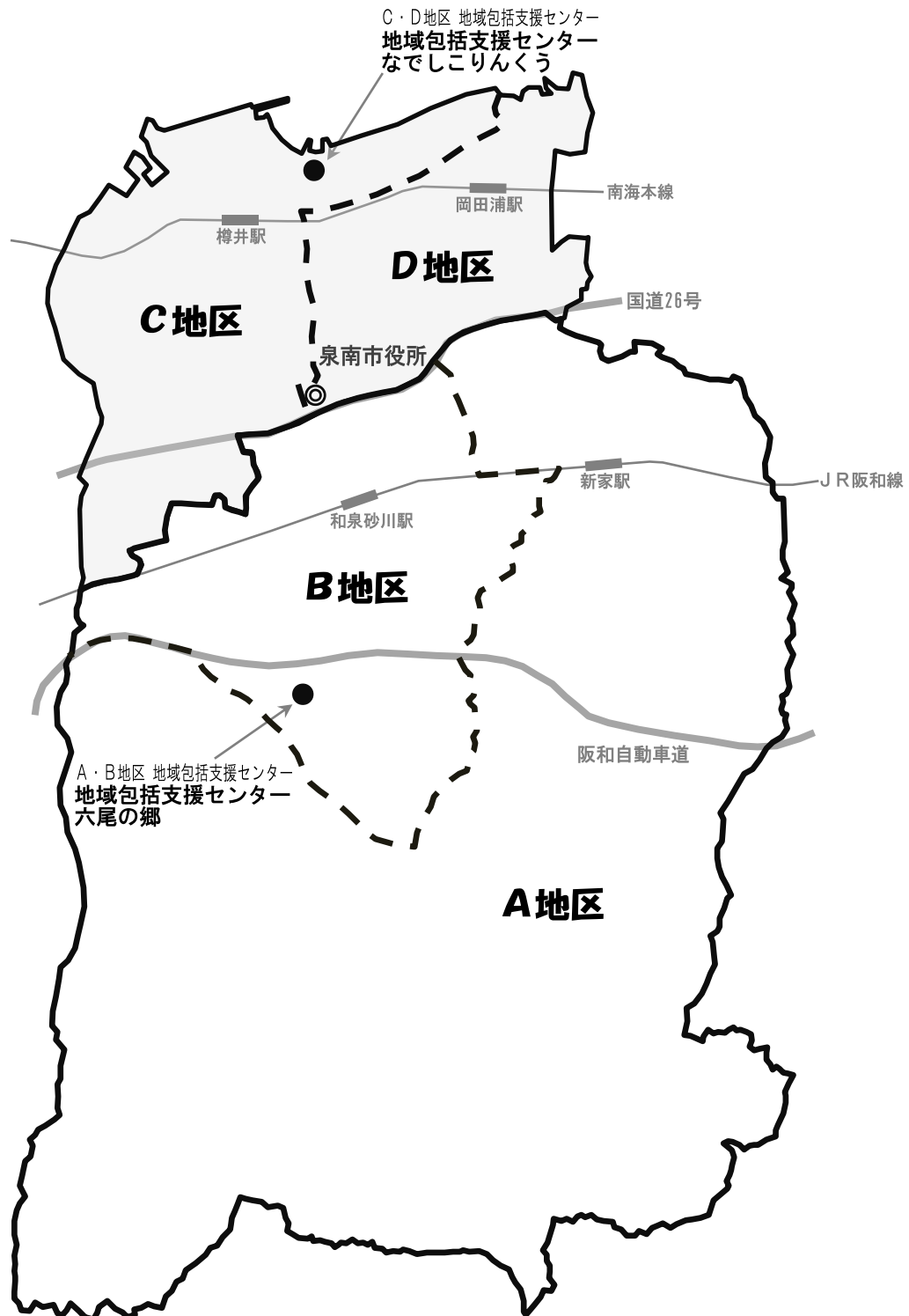
さらに、在宅医療・介護連携や、生活支援の充実等に向けて、多職種連携会議（医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、介護保険事業者、社会福祉協議会、区長連絡協議会、警察、商工会等民間事業者）により、住み慣れた地域で安心・安全にいつまでも暮らし続けることができる泉南市らしい地域包括ケアシステム構築の推進を図っています。

泉南市がめざす地域包括ケアシステム





日常生活圏域





②障害福祉施策の推進

- 障害のある人の社会参加と自己実現を図り、住み慣れた地域で質の高い生活をおくれるよう、就労支援や福祉サービス、相談支援体制等の充実に努めます。
- 障害のある人の生活支援、相談支援、緊急時の対応などを総合的に行う地域生活支援拠点等の整備を進めます。

関連する主な事業

- ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実
- ・ 自立支援医療や補装具の支給
- ・ 地域生活支援拠点等の整備

③子ども・子育て支援施策の推進

- 子どもを生み育てたい、育ててよかったと思えるまちづくりに向けて、保育・教育事業の充実や、子ども総合支援センターや子育て世代包括支援センターの設置など相談支援体制の充実に努めるとともに、子どもの成長を社会全体で支える環境づくりを進めるなど、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

関連する主な事業

- ・ 保育・教育サービス、子育て支援サービスの充実
- ・ 利用者支援事業（母子保健型）、乳幼児健康診査未受診児対応等の推進
- ・ 民生委員児童委員、各地区の子育て応援団や諸団体などと連携した子ども・子育て世代の家庭訪問等の支援活動、居場所づくり、世代間交流、見守り体制等の拡充

④生活福祉施策の推進

- 所得が少なく生活に困っている人の生活の安定と自立の促進に向け、関係機関との連携のもと、その実態を的確に把握しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用に努めます。

関連する主な事業

- ・ 生活保護制度の適正な運用



⑤ サービス提供体制の充実と質の向上

- 福祉サービスの利用に際して不利益な扱いを受けた場合の相談窓口を充実するとともに、サービス事業者による自己評価など、サービスの質の向上に向けた取り組みを促進・支援します。

関連する主な事業

- ・サービス等に対する苦情への対応の充実

社会福祉協議会の取り組み

① 福祉制度の狭間にある人への支援

- 介護保険制度や障害者総合支援法、その他の行政制度・サービスの直接的な対象者としては当てはまらないものの、何らかの手助けや支援を必要とする人々に対して、関係機関・団体と連携しながら相談支援活動を進めます。

② 社会福祉法人間の連携

- 施設連絡会の開催・運営など、社会福祉法人間による連携の強化に努めます。



(4) 生活困窮者の自立を支援する

取り組み方向

生活保護に至る前の段階にある経済的に困っている人などを対象として、相談支援や就労準備支援事業、学習支援事業、一時生活支援事業など、生活の自立と安定に向けた支援を行います。

市の取り組み

①生活困窮者自立支援事業の推進

- 「泉南市暮らし・おしごと支援センター（ここサポ泉南）」において仕事や生活・福祉に関する相談を受けつけ、一人ひとりに寄り添いながら具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。
- 社会とのかかわりに不安があったり、他人とのコミュニケーションがうまくとれないなど、直ちに就労が困難な人を対象に、それぞれの課題に応じたプログラムにそって就労に向けた準備を行います。
- 2年以内に離職し、住居を失ったか、失うおそれのある65歳未満でかつ収入状況等の受給要件を満たす人を対象に、一定期間、住居確保給付金を支給します。
- 生活保護受給及び生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援を実施し、保護者への進学助言などの支援を行います。

関連する主な事業

・泉南市生活困窮者自立支援事業の推進

社会福祉協議会の取り組み

①生活困窮者自立支援事業との連携・協力

- 各種相談事業や貸付事業など社会福祉協議会が主体的に行う事業と、市やここサポ泉南が行う生活困窮者自立支援事業との連携を図り、事業に協力します。



(5) 権利擁護を進める

取り組み方向

日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知、市民後見人の養成など、判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援に努めるとともに、権利擁護の体制づくりを進めます。

高齢者や障害のある人、児童等に対する虐待の防止、早期発見、早期対応に向け、関係機関との連携強化を図ります。

市の取り組み

①権利擁護と生活支援の推進

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知に努め、判断能力に不安のある人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活が継続できるよう支援に努めます。
- 福祉サービスを提供する事業者、地域福祉活動に取り組む個人・団体などに対し、個人情報保護に関する周知・啓発に努めます。

関連する主な事業

- ・成年後見制度や任意後見制度の周知と利用促進
- ・市民後見人の養成・確保に向けた体制整備
- ・地域包括支援センターにおける権利擁護に関する相談の充実
- ・社会福祉協議会における日常生活自立支援事業の推進
- ・民生委員児童委員やボランティア等に対する権利擁護に関する研修の実施
- ・市職員等に対する個人情報の適正な取り扱いの徹底
- ・民生委員児童委員等を対象とした個人情報保護についての研修の実施



②虐待防止に向けた取り組みの充実

- 高齢者や障害のある人、児童等に対する虐待の防止、早期発見、早期対応に向け、関係機関との連携強化を図ります。

関連する主な事業

- ・高齢者、障害のある人、児童等に対する虐待防止体制の充実（泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインに基づく体制づくり、泉南市要保護児童対策地域協議会等）
- ・「高齢者・障害者虐待防止月間」「児童虐待防止月間」など、虐待や暴力等の人権侵害に関する理解を深めるための啓発、教育の充実
- ・人権侵害についての相談窓口の設置と周知
- ・配偶者等からの暴力被害を受けた女性の保護等支援体制の整備

社会福祉協議会の取り組み

①権利擁護の推進

- 日常生活自立支援事業を推進するとともに、民生委員児童委員や地区福祉委員への事業内容の周知に努めます。
- 地域包括支援センター等との連携強化に努めます。

②虐待・暴力等の被害者の自立支援

- 虐待・暴力等の被害者の自立支援に向けて、市や関係機関・団体との連携に努めます。



4. 安心して快適に暮らせる基盤をつくるために

(1) 安心して快適に暮らせるまちづくりを進める

取り組み方向

住宅や公共施設などにおけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に基づく整備を一層推進していきます。

また、安全な道路交通環境の整備に今後とも努めていくとともに、だれもが安心して利用できる交通手段の確保、交通施設の改善などについて関係機関に働きかけていきます。

市の取り組み

①すべての人が暮らしやすい生活環境の整備

- 支援の必要な障害のある人や高齢者などの在宅生活の維持・向上、介護者の負担軽減を図るため、住宅改造・整備を促進します。
- 多くの人々が利用する公共施設を整備・改築する際に、バリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応を進め、すべての人が安心して利用できる施設の普及に努めます。
- 高齢者等を中心として、身近な地域での食料品等の買い物に不便や苦勞を感じている「買い物困難者」にかかわる問題について、福祉・産業・交通など様々な観点から、望ましいあり方について検討します。

関連する主な事業

- ・ 障害のある人や要援護高齢者等に対する住宅改修の促進
- ・ 公共施設のバリアフリー化等計画的改修の推進
- ・ 学校施設等の改築時におけるバリアフリー化



②安全・快適に利用できる道路交通環境

- 歩道の段差解消や道路の危険箇所を確認し、警察などとの連携のもと、市民への周知や改善対策に努めます。
- 交通マナーの向上のため、警察などと連携して交通安全教室の開催や啓発活動の充実に努めます。
- 交通施設・車両などのバリアフリー化、利便性向上について引き続き事業者に働きかけます。

関連する主な事業

- ・交通安全施設や歩道の段差解消等の整備
- ・鉄道駅周辺地区の整備促進
- ・交通安全対策事業、放置自転車対策事業、交通マナーについての啓発の推進
- ・泉南市コミュニティバス運行事業の推進
- ・障害のある人の移動支援の実施（心のバリアフリーの推進）

社会福祉協議会の取り組み

①障害のある人や高齢者等の移動支援

- 障害のある人や高齢者等を対象とした移送サービス事業を実施するとともに、運転ボランティアの育成を図ります。

②住宅改造相談の実施

- 障害のある人や高齢者が住み慣れた住宅で暮らせるよう相談体制を充実します。



(2) 災害や犯罪に備えた環境づくりを進める

取り組み方向

地震などの災害時にも、障害のある人や高齢者などが安全に避難でき、安否確認が行えるように、地域での防災体制づくり、避難場所の周知、防災訓練等を進めます。

また、地域での犯罪を防止するとともに、身近に生じた事件や事故等に速やかに対応できるように、地域での防犯体制づくりを進めます。

市の取り組み

①災害に強いまちづくり

- 災害などの緊急時に備え、避難場所の周知や避難行動要支援者支援の必要性について啓発するとともに、地域の団体との連携・協力のもと、平常時・災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備を図ります。
- 福祉施設の協力を得て、災害時に避難行動要支援者の受け入れを行う福祉避難所の体制整備を進めます。

関連する主な事業

- ・ 地域防災計画、避難行動要支援者支援プランの推進
- ・ 防災マップの作成や情報提供
- ・ 自主防災組織の結成促進、避難訓練等の実施促進
- ・ 避難行動要支援者名簿の運用管理と避難行動要支援者の地域での見守り体制の推進
- ・ 福祉避難所の追加指定など避難体制の拡充
- ・ 防災用広報システムの効果的な運用
- ・ せんなんWAO（輪を）救急医療情報キット配付事業の推進



②防犯対策の推進

- 防犯連絡協議会や警察などと連携し、市民の防犯意識を高め、犯罪を未然に防ぐための啓発活動及び設備の充実を図ります。

関連する主な事業

- ・地域の防犯関連団体の活動支援、防犯啓発の推進
- ・子ども安全110番の旗事業の推進
- ・地域での安全パトロール等見守り体制づくりの推進
- ・犯罪を抑止するまちづくりの推進

社会福祉協議会の取り組み

①災害時等における対応の強化

- 区・自治会、自主防災組織、地区福祉委員会等との連携により災害時における避難行動要支援者に関する情報の共有を図るとともに、要支援者の見守り、避難体制づくりにあたっての連携に努めます。
- 災害ボランティアの育成、災害ボランティアセンターの設置に向けての整備など、災害ボランティアに関する取り組みを進めます。



第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域に生活している市民自身です。住み慣れた地域で助けあえる地域社会を実現するためには、行政だけの取り組みでは不十分であり、市民との協働が不可欠です。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動する区・自治会を始め、地区福祉委員会、ボランティア・NPO団体、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心がけ、区・自治会をはじめとする自治組織等への加入や地域活動への参加など、主体的に地域福祉の活動に加わります。

(2) 地域の役割

区・自治会、民生委員児童委員、地区福祉委員会、ボランティア・NPO団体など地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組む役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化への機運を高め、市や各種団体が連携していくという意識を持ち、協働で取り組んでいきます。また、サービス事業者は、利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスが提供できるよう反映するほか、各サービス事業者が情報を共有します。



(3) 行政の役割

行政は、市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、市民、ボランティア・NPO団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割をふまえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

(4) 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を図る中核として、計画推進にあたっては市民や各種団体と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

そのため、今後、この計画で掲げた施策の充実を図り、計画を着実に推進します。



2. 計画の進行管理

この計画に基づく施策を計画的かつ実効性をもって推進するため、市民の参画のもとに計画の進捗状況などの定期的な評価を行うとともに、市民や民間サービス事業者などの意見・要望・提案などの把握に努めます。

また、各年度における計画の進捗状況の把握と施策の充実・見直しについての庁内協議を進めるとともに、その結果を広報紙など多様な媒体を通じて周知を図るなど、計画の円滑な推進に努めます。



◆計画の進捗状況を測る指標

この計画の策定に向けて実施したアンケート調査結果、また本市及び社会福祉協議会における事業実施状況から、計画推進のポイントとなる項目を採り上げ、計画がよりよい方向へ進んでいるかどうかを測るベンチマーク（指標）として掲げます。

施策展開の基本目標	No.	指標	現状値
地域社会でのつながりをつくるために	1	「近隣関係が良好だ」と思う人*	20歳以上の市民 69.4%
住民主体の地域福祉活動を進めるために	2	「身近な助けあいやボランティア活動が活発だ」と思う人*	20歳以上の市民 15.9%
	3	個別援助活動（見守り・声かけ）の延べ回数	平成27年度 9,867回
	4	ふれあいサロン、子育てサロン、世代間交流の参加者総数	平成27年度 19,627人
	5	社会福祉協議会の登録ボランティア数（団体・個人）	平成27年度 221人
	6	認知症サポーター・キャラバンメイトの人数	平成28年12月末現在 13,869人 (人口比) 21.8%
必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために	7	「福祉に関する相談がしやすい」と思う人*	20歳以上の市民 22.6%
	8	「福祉施設や福祉サービスが充実している」と思う人*	20歳以上の市民 22.0%
	9	自立支援相談件数（平成27年7月～平成28年3月） （厚生労働省が定める基準による目標件数 月12.4件）	129件 (達成率) 116%
安心して快適に暮らせる基盤をつくるために	10	避難行動要支援対象者の同意状況	平成28年12月末現在 2,358人 (同意率) 39.7%
	11	「防災・防犯対策等が充実し安心して住める」という人*	20歳以上の市民 31.8%

*はアンケート調査結果に基づく指標



参 考 資 料

1. 計画策定の経過と体制

(1) 策定の経過

年	月 日	会議・内容
平成28年	7月～9月	泉南市の地域福祉に関するアンケート調査 ・ 20歳以上の市民（無作為抽出） ・ 社会福祉協議会で把握している地区福祉委員 ・ 社会福祉協議会の登録ボランティア
	7月～9月	庁内担当課への施策進捗状況の把握
	8月1日	第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画 第1回策定委員会 ・ 委員長・副委員長の選任 ・ 第二次計画の検証について ・ 計画策定の進行管理について
	8月22日 ～9月6日	市民懇談会「あいを育む泉南市をめざして」 地区別：8月22日、23日、25日、全体会：9月6日
	10月4日	第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画 第2回策定委員会 ・ 基礎調査の実施状況について ・ 市民懇談会開催状況について
	11月24日	第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画 第3回策定委員会 ・ 第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（原案）について
平成29年	2月1日 ～3月1日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
	3月24日	第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画 第4回策定委員会 ・ パブリックコメントの結果について ・ 第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について



(2) 策定の体制

○泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会

泉南市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき、地域住民、地域団体等との協働により地域福祉の計画的な推進を図ることを目的として、泉南市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため泉南市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

(1) 計画に関する調査研究

ア 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

イ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

ウ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、本要綱に定める目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、地域福祉に関し、見識を有する市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 第1回委員会の会議の招集は、前項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 会議は、委員のうち過半数の出席者により成立とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、生活福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。



泉南市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、少子・高齢化社会を迎え地域住民が主体となって、誰もが「住み慣れた地域で安心して生活ができる町づくり」を創りあげ、地域福祉の推進に向けた泉南市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するにあたり、住民等から意見を求め、幅広い観点からの検討をおこなうため、泉南市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、活動計画の策定に関する調査及び検討をおこなうものとする。

(組 織)

第3条 委員会は委員20名をもって組織する。

(委 員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市民関係団体
 - (3) 社会福祉に関する活動をおこなう者
 - (4) 社会福祉を目的とする事業者
 - (5) 関係機関
 - (6) 社会福祉協議会職員
- 2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は、計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。
 - 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第7条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要あるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、場合によっては資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員会に出席した者及びその他関係者は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶 務)

第10条 委員会の庶務は、泉南市社会福祉協議会内においておこなう。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、その都度定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

(招集の特例)

最初に招集される委員会は、第7条の規定にかかわらず社会福祉協議会会長が招集する。



第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

分野	氏 名	所 属	備考
学識経験者	河野 あゆみ	大阪市立大学大学院看護学研究科	会長
地域福祉団体の代表者	栗屋 登	身体障がい者福祉会	
〃	西野 敦子	障害者（児）親の会	
〃	長島 由美子	泉南のぞみ会	
〃	松野 博	民生委員児童委員協議会	副会長
〃	山下 昭往	社会福祉協議会	
〃	南 弘和	人権協会	
〃	見谷 薫史	老人クラブ連合会	
〃	上中 喜美夫	区長連絡協議会	
保健・医療・福祉施設等の代表者	松本 英一	泉佐野泉南医師会	
〃	中脇 一雄	社会福祉法人大阪府済生会 泉南特別養護老人ホームなでしこりんくう	
〃	油田 学	社会福祉法人 長寿会	
〃	布藤 恭子	デイセンターせんなん	
〃	厨子 美津子	泉南フレンド	
地域福祉団体の代表者	西本 悦子	地区福祉委員会	
〃	片岡 アサ子	ボランティア連絡協議会	
教育関係団体	山下 美穂	P T A 連絡協議会	
一般参加（公募）	熊畑 徹	市民参加	
〃	西野 淳子	市民参加	



○泉南市地域福祉計画策定検討委員会

泉南市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 泉南市地域福祉計画を定めるに当たり、本市の地域福祉の計画的な推進を図るため、泉南市地域福祉計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

- (1) 泉南市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 市民ニーズ及びワークショップからの課題の検討に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本要綱に定める目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、生活福祉課長をもって充てる。

2 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ定める者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めた時は、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、生活福祉課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。



泉南市地域福祉計画策定検討委員会 委員名簿

部課名	所属役職名
総合政策部	政策推進課長
市民生活環境部	産業観光課長
健康福祉部	生活福祉課長
〃	保険年金課長
〃	保健推進課長
〃	長寿社会推進課長
〃	障害福祉課長
〃	保育子育て支援課長
都市整備部	住宅公園課長
〃	都市計画課長
人権推進部	人権推進課長
教育部	生涯学習課長
〃	人権教育課長



2. 用語の解説

用 語	解 説
あ 行	
NPO (エヌピーオー)	Non Profit Organizationの略で、民間非営利団体と訳されます。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多く見られます。平成10年12月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）といいます。
大阪府福祉の まちづくり条例	こころの通ったまちづくりのために、府民、事業者、行政が一体となって進めていくことをうたい、不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園、駐車場（これらを「都市施設」という。）を対象（新設、既設を問わず）とし、整備の基準を定めています。都市施設の設置者と管理者は、規模にかかわらず整備基準に適合させるように努めることになっており、整備基準に適合するように整備・改善された都市施設には「適合証」を交付しています。
か 行	
介護予防	家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を行うことです。
虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあり、児童や高齢者に対する虐待が問題となっています。
協働 (パートナーシップ)	市民と行政（または市民と行政、企業）がそれぞれの持つ特性を生かし、補いあい、協力しあい、連携して地域活動や公共的課題の解決にあたること。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害のある人の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。
コミュニティ ソーシャルワーカー (CSW)	地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係などを重視した援助を行ったり、地域を基盤とする支援活動を発見して、支援を必要とする人に結びつけるなど、必要に応じて行政や各種団体と連携・協働しながら解決を図るなどの活動を行う人。
コミュニティ ビジネス	地域における様々な問題解決のために、アイデアと地域資源を活用して取り組む地域密着型の事業活動をいいます。分野としては、保健、福祉、医療、教育、環境、まちづくり、産業支援、文化、芸術、スポーツ等多岐にわたります。



用 語	解 説
さ 行	
社会福祉協議会	社会福祉法で規定されている社会福祉団体で、民間組織としての自主性と地域住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面を持ち、地域の福祉課題の解決に取り組み、住民が参加する福祉活動を推進する役割を担っています。
小地域ネットワーク活動	地域において、ひとり暮らし高齢者などを対象に、地区福祉委員会を中心に網の目のように相互に連絡・連携しあって、見守りや声かけ訪問活動などを行います。社会福祉協議会の主要な活動の一つです。
成年後見制度	判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行います。
た 行	
地域子育て支援センター	地域の子育て中（未就学児）の親子が互いに交流し、子育てを楽しみながら仲間をつくる場で、育児不安等についての指導や育児支援を行う機関として、各市区町村に設置されています。
地域包括支援センター	地域に暮らす高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを行う機関として、各市区町村に設置されています。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	Domestic Violenceの略で、家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力の意味。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。
な 行	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。社会福祉協議会が実施しています。
認知症	記憶障害から始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をしていただく方。



用 語	解 説
は 行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
バリアフリー	高齢者、障害のある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。
ひきこもり	人間関係、特に拒否する対象との人間関係を忌避して不登校や出勤拒否を長期間続け、自宅・自室にこもって外出しない状態のことをいいます。
ボランティア	個人の自由な意思によって金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと、及びそれに携わる人のこと。
ま 行	
民生委員児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣に委嘱され、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談等、行政や関係団体と協力しながら支援を行う人。なお、民生委員は児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当しています。
や 行	
ユニバーサルデザイン	特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。
ら 行	
ライフステージ	人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられます。

第3次泉南市地域福祉計画 及び地域福祉活動計画

平成29年3月

<p>《編集・発行》</p>	<p>泉南市健康福祉部生活福祉課 〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号 電話（072）483-3472 社会福祉法人 泉南市社会福祉協議会 〒590-0521 泉南市樽井一丁目8番47号 電話（072）482-1027</p>
----------------	---

hana-emi

花笑み・せんなん



泉南市マスコットキャラクター「せんなんくまじろう泉南熊寺郎」“せんくま”